

## 平成26年第2回長瀨町議会定例会会議録目次

|   |    |
|---|----|
| 招集告示  | 1  |
| 応招・不応招議員  | 2  |
| 6月4日(水)   |    |
| ○開 会  | 5  |
| ○開 議  | 5  |
| ○議案等の説明のため出席した者の紹介  | 5  |
| ○諸般の報告  | 5  |
| ○町長挨拶   | 6  |
| ○議事日程の報告  | 7  |
| ○会議録署名議員の指名   | 7  |
| ○会期の決定  | 8  |
| ○町政に対する一般質問   | 8  |
| 5番 関 口 雅 敬 君  | 8  |
| 1番 岩 田 務 君  | 18 |
| 2番 村 田 徹 也 君  | 21 |
| 7番 齊 藤 實 君  | 32 |
| 3番 板 谷 定 美 君  | 36 |
| 6番 大 島 瑠美子 君  | 40 |
| ○町長提出議案の報告及び一括上程  | 42 |
| ○議案第19号の説明、質疑、討論、採決   | 42 |
| ・議案第19号 専決処分の承認を求めることについて(長瀨町税条例及び長瀨町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)             |    |
| ○議案第20号の説明、質疑、討論、採決   | 45 |
| ・議案第20号 専決処分の承認を求めることについて(長瀨町国民健康保険税条例及び長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) |    |
| ○議案第21号の説明、質疑、討論、採決   | 47 |
| ・議案第21号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度長瀨町一般会計補正予算(第7号))                         |    |
| ○議案第22号の説明、質疑、討論、採決   | 48 |
| ・議案第22号 長瀨町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例                             |    |
| ○議案第23号の説明、質疑、討論、採決   | 50 |
| ・議案第23号 平成26年度長瀨町一般会計補正予算(第1号)  |    |
| ○議案第24号の説明、採決   | 54 |

|  |    |
|--|----|
| ・議案第24号 長瀨町固定資産評価審査委員会委員の選任について  |    |
| ○長瀨町農業委員会委員の推薦について   | 55 |
| ○平成25年請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決   | 56 |
| ・平成25年請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用<br>を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する<br>請願書 |    |
| ○請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決  | 57 |
| ・請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出<br>を求める請願                           |    |
| ○総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件   | 57 |
| ○日程の追加   | 58 |
| ○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決   | 58 |
| ・発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進する<br>ための法律の制定を求める意見書                  |    |
| ○閉会について  | 60 |
| ○町長挨拶  | 60 |
| ○閉 会   | 60 |

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第56号

平成26年第2回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年5月30日

長瀬町長 大 澤 タキ江

1 期 日 平成26年6月4日(水)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

|    |   |   |   |   |    |    |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | 2番 | 村  | 田 | 徹 | 也 | 君 |   |   |
| 3番 | 板 | 谷 | 定 | 美 | 君  | 4番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |   |
| 5番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君  | 6番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 7番 | 齊 | 藤 | 實 | 君 | 8番 | 野  | 原 | 武 | 夫 | 君 |   |   |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 |    |    |   |   |   |   |   |   |

不応招議員（なし）

## 平成26年第2回長瀨町議会定例会 第1日

平成26年6月4日（水曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

5番 関 口 雅 敬 君

1番 岩 田 務 君

2番 村 田 徹 也 君

7番 齊 藤 實 君

3番 板 谷 定 美 君

6番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第19号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第20号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第21号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、採決

1、長瀨町農業委員会委員の推薦について

1、平成25年請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

1、請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

1、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（9名）

|    |   |   |   |   |    |    |   |   |   |   |   |   |
|----|---|---|---|---|----|----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 岩 | 田 | 務 | 君 | 2番 | 村  | 田 | 徹 | 也 | 君 |   |   |
| 3番 | 板 | 谷 | 定 | 美 | 君  | 4番 | 野 | 口 | 健 | 二 | 君 |   |
| 5番 | 関 | 口 | 雅 | 敬 | 君  | 6番 | 大 | 島 | 瑠 | 美 | 子 | 君 |
| 7番 | 齊 | 藤 |   | 實 | 君  | 8番 | 野 | 原 | 武 | 夫 | 君 |   |
| 9番 | 新 | 井 | 利 | 朗 | 君  |    |   |   |   |   |   |   |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

|            |   |   |   |   |   |   |                |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|---|----------------|---|---|---|---|---|
| 町長         | 大 | 澤 | 夕 | キ | 江 | 君 | 副町長            | 平 |   | 健 | 司 | 君 |
| 教育長        | 宮 | 原 | 利 | 定 | 君 |   | 会計<br>管理<br>計者 | 大 | 澤 | 彰 | 一 | 君 |
| 総務課長       | 福 | 島 |   | 勉 | 君 |   | 企画<br>財政<br>課長 | 齊 | 藤 | 英 | 夫 | 君 |
| 税務課長       | 林 |   | 宜 | 子 | 君 |   | 町民<br>課長       | 野 | 原 | 寿 | 彦 | 君 |
| 健康福祉<br>課長 | 染 | 野 | 真 | 弘 | 君 |   | 産業<br>観光<br>課長 | 中 | 畝 | 健 | 一 | 君 |
| 建設課長       | 横 | 山 | 和 | 弘 | 君 |   | 教育<br>次長       | 若 | 林 |   | 実 | 君 |

事務局職員出席者

|      |   |   |   |   |    |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 事務局長 | 青 | 木 | 正 | 剛 | 書記 | 枿 | 原 | 秀 | 樹 |
|------|---|---|---|---|----|---|---|---|---|

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（野原武夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成26年第2回長瀨町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回長瀨町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（野原武夫君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由に願います。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（野原武夫君） 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長（野原武夫君） ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年度2月分から4月分と、平成26年度4月分にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しをお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

3月25日に、秩父市内で「ちちぶ定住自立圏関係者懇談会」が開催され、出席いたしました。

3月26日に、秩父市役所吉田総合支所で「秩父地域議長会第4回定例会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

4月8日に、長瀨町役場会議室で「第28回埼玉県消防操法大会出場結団式」が開催され、出席いたしました。

4月19日に、小鹿野町で「小鹿野春まつり観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

5月18日に、東秩父村・和紙の里で「和紙の里文化フェスティバル観光懇談会」が開催され、出席いたしました。

5月26日に、秩父市役所吉田総合支所で「秩父地域議長会定期総会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

6月2日に、秩父地方庁舎で「道議連・水森議連・公共交通議連第1回役員会」が開催され、副議長関口雅敬君ともども出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成26年第2回6月定例町議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただきますことは、町政進展のため、まことに感謝にたえないところでございます。

初めに、平成26年4月1日付で役場組織の変更、幹部職員の異動、昇格がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

会計管理者兼出納室長でございます。

○会計管理者（大澤彰一君） 大澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 企画財政課長でございます。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 健康福祉課長でございます。

○健康福祉課長（染野真弘君） 染野でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 産業観光課長でございます。

○産業観光課長（中畝健一君） 中畝でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 建設課長でございます。

○建設課長（横山和弘君） 横山でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 以上、異動、昇格した幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。消防関係でございますが、消防・防災力強化に関する要望を国、県にお願いしておりましたところ、26年度中に消防団に対して消防ポンプ車が無償貸し付けされることが決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、現在、長瀨町消防団が、秩父郡市の代表として出場いたします「埼玉県消防操法大会」に向けて、日々訓練を行っております。大会は8月23日ですが、壮行会も予定しているという話を伺っておりますので、その際は選手に対しまして激励、応援をお願いいたします。

次に、2月14日からの大雪による被害を受けた住宅、農業用施設が一刻も早く復旧するよう、国、県、町から被災者に支援を行うに当たりまして、本議会に関連する補正予算を上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、健康福祉課関係について申し上げます。昨年度、整備を行ってまいりました長瀨町高齢者障がい者いきいきセンター、愛称「いきいき館」が、皆様のご協力によりまして、4月1日に開所を迎えるこ

とができました。これから多くの町民の皆様にご利用していただき、親しまれるようお願いしているところでございます。

次に、去る5月11日に開催されました「第27回長瀬町社会福祉大会・福祉バザー」につきましては、議員の皆様を初め大勢の関係者のご協力をいただきまして、盛大に開催することができました。福祉バザーでは、町内全域の各家庭や企業、商店から6,400点余りのバザー用品のご提供をいただき、5月末の時点で151万円余りの売上金を得まして、大変な成果を上げることができました。売上金につきましては、社会福祉協議会の貴重な財源として有効に使用させていただきたいと思っております。

続いて、産業観光課関係について申し上げます。4月15日から30日まで、宝登山山麓で観光協会による「通り抜きの桜」のライトアップが行われました。ことしは夜桜を演出するプロジェクションマッピングを取り入れ、大変好評をいただき、約9,500名の方々の来場をいただきました。

次に、「花の里・ハナビシ草園」は、春先から天候に恵まれ、5月15日に開園しました。ことしは、2月の大雪の影響により開花時期にばらつきが見られますが、花の里実行委員会、ボランティアの皆さんのご協力により、例年より早く開園することができました。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分承認案3件、条例改正案1件、補正予算案1件、人事案1件の合わせて6議案でございます。

これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

2番 村田 徹也 君

3番 板谷 定美 君

4番 野口 健二 君

以上の3名をご指名いたします。



### ◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から5日までの2日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から5日までの2日間と決定いたしました。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（野原武夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

お手元にご配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは、最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

1、将来の財政状況を見通した事業の推進について、町長にお伺いいたします。平成26年度から、魅力あるまちづくり総合整備計画に基づき、5年間にわたる大型公共事業が進められることになりました。現在、町では、老朽化した公共施設の維持管理や施設の存続、緊急時に救急車や消防車など進入できない箇所の整備など課題が山積しているため、優先順位を定めた整備計画をもとに事業を進めていく必要があると思いますが、考えを伺います。

また、少子化や若者の流出など人口減少による税収減が予想されますが、将来にわたる収入と支出の見通しを推計しているのかどうか。さらに、このまま大型公共事業を予定どおり進めていった場合、今後の町の財政運営に支障がないのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

公共施設等の整備計画をもとに事業を進めていく必要があるのでは。また、将来にわたる収支の推計を行っているのか。今後の財政運営についてのご質問でございます。

まず、公共施設の整備計画でございますが、町の公共施設のうち、学校施設は耐震化、大規模改造はほとんど終了しておりますが、保健センターや中央公民館、給食センター、地区コミュニティ集会所等は、建築後30年を経過している施設が多く、老朽化が進み、今後、改修費等が大幅にふえることが予想されます。改修費が大幅にふえる予想はしておりますが、詳しい計画は策定していないのが現状でございます。この対策としまして、今後、公共施設アセットマネジメントに取り組んでまいりたいと考えております。この取り組みは、公共施設の現状を一元的に把握し、将来の費用見積もりをし、その上で施設の規模の見直しや統廃合、また計画的な維持、修繕等の計画を策定するものでございます。築30年を経過した施設の

改修は、一度に多額の経費が必要となります。この公共施設整備計画をもとに計画的に改修することにより、改修経費の平準化を図ってまいりたいと考えております。

平成23年度に町営住宅長寿命化計画を策定し、町営塚越団地につきましては平成25年度より古い建物より順次計画的に改修を行っているところでございます。また、道路等の改修につきましては、各行政区等からの要望箇所や緊急性、必要性を考慮し、予算の範囲内で計画的に改修を進めているところでございます。これからも関係課長等とのヒアリングを密にして、緊急度、優先度に応じ、計画的に事業を推進してまいりたいと考えております。

2点目の将来にわたる収支の推計でございますが、平成16年度からの決算状況をもとに平成30年度までの推計は行っております。この推計では、町税の落ち込みや地方債の借入金を縮小するなどにより、歳入が徐々に少なくなっている状況で、少子高齢化の進展に伴う扶助費、福祉関係費や、また各組合等、秩父広域市町村圏組合、上下水道組合等への支出の増額が予想され、歳出は徐々にふえていく推計でございます。推計では厳しい財政状況の長期化を示しております。今後の財政運営につきましては、地方債の借り入れにつきましては、後で交付税に算入される有利な起債の活用や、少しでも金利の低い借り入れ先からの借り入れ等を行い、将来に対する負担の軽減を図り、将来負担比率の縮小を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても厳しい財政状況でございますので、事業の緊急性や優先度を考慮し、計画的な町政運営を進めていきたいと考えております。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今回の答弁で、もう答えが出たようなことだと思います。前回の議会で、執行部が提案することは住民にマイナスが及ばないような政策を考えているのだからという議員の発言もありました。そこで、今、町長が答弁をしていただいたように、本当に将来を考えたら、魅力あるまちづくり総合整備計画、これが相当26年度予算にも重荷にもなっている。先ほどから町長が言っているとおり、将来負担比率、これは今現在、皆さん、もう勉強してわかっているのだと思うけれども、将来負担比率は秩父市が49.1%、横瀬町が63.6%、皆野町が29.7%、小鹿野町が41.0%に対し、長瀬町だけ断トツ124。ここまですべていっている状況で、今、町長が言ったように、魅力あるまちづくり総合整備計画は議会でお認めしたのだから、やることを反対ではなくて、私は反対したのだけれども、議会が認めたのだから進めていくのでしょう。心配しているのは、将来的に財政がもつのかどうか。今、答弁の中で、答弁聞いていたら、もう答えが出てしまっているようです。

住民の希望は、要望書がいろんなところで出ているのだと思うのです。例えば消防自動車が入れない、救急車が入れない、そういう箇所のところに手がいつ届くのか。それで、希望しない魅力あるまちづくり総合整備計画がどんどん進む。例えば南桜通りの土地。あれは秩父鉄道の土地だから買うのです。いいです。何で買うのかが示されていないから、私は前の議会で反対したのです。本当に必要であればやってもいいのです。この将来負担比率も、長瀬だってこんなに断トツいって、人口減少もさらにスピードアップしているわけです。さっきも言うように、中央公民館や保健センター、給食センター、町長が具体的に出した名前と言いますが、今後、ああいう維持管理をしていくのにも負担が随分かかってくるのです。町長が財政健全化を進めます。4年で達すればいいのだから議員が言うけれども、とても4年間で町長の公約を果たすということは、もう無理なのです。魅力あるまちづくりだけで5年計画なのだから。4年で果たせばいいのだから、この前、賛成討論が出たけれども、無理なのですよ、町長。例えば消防や救急車が入れない場所、あるいは公民館でも何でもそんなのだけれども、そういうことを今後やっていく

のに優先順位をどうやってつけていくのか。運営に支障がないのか。この3点でもう一度お聞きをしたい  
と思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問に対してお答えさせていただきます。順番がちょっと違ってく  
るかもしれないですけども、ご了承いただきたいと思います。

ただいま魅力あるまちづくり総合整備計画についてのご提言がございました。この計画は、長瀨町の将  
来を考えましたときに優先度が高いとの判断から計画をさせていただいております。また、この事業は、  
子や孫に残せる投資的な経費だと考えての決断でございますので、ご理解いただきたいと思います。

それからまた、将来負担比率のお話をいただきました。議員、勉強家ですので、しっかりご承知してい  
ることと思いますけれども、将来の負担比率は350%以上で早期健全化団体となるわけでございます。そ  
ういった中で、長瀨町は非常に高いというお話をいただきましたけれども、徐々に減らしていけるように、  
職員、また私たちも一丸となって頑張っていきたいと思っております。

それからまた、起債が多いということでございますけれども、25年度でお話しさせていただきますと、  
32億2,675万2,734円の総額の決算の中で、交付税措置分が21億8,859万6,644円ということで、差し引きは  
10億3,815万6,090円ということになっております。ちょっと町民の皆さんも、これほど借金が多くてはと  
いような錯覚にとられるわけでございますけれども、実際、臨時財政対策債は後から交付税として算  
入されるということになっておりますので、実際にはこれだけの額が借金として現在残っているわけでご  
ざいますけれども、これは今まで行いました中学校の改修ですとか、そちらの部分の金額が高くなって  
いる原因であるわけでございますので、これからはそれほどの借金は残らないだろうと私としては思っ  
ております。

それと、あとは、人口減少につきましては、25年度から長瀨町定住促進住宅取得奨励事業というのを始  
めさせていただきました。大変これが好評でございまして、今現在のところ、たしか二十何件でしたか、  
昨年度が16件ですかね。今年度に入りましてからも何件か申し込みが来ておりますので、20件以上、長瀨  
町に若者が入ってきていただいていると思います。そういった中で、このところ人口が、以前、30年、40年  
前から比べますと非常に人口減少はしておりますけれども、長瀨町の場合には、平成17年からほぼ横ばい  
というような状況で現在来ております。そのようなことも勘案しながら、これからしっかりと子育て支援  
ですとか、若者定住ですとか、そちらに力を入れながら行政を進めてまいりたいと思っております。よろ  
しくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長は平成17年からほぼ人口減少が横ばいだという、平気でそういう答弁するけれ  
ども、よく調べてください。そんなわけではないのだから。

それから、若者がふえてくる。若者定住促進をやって、ふえてくると言っているけれども、結果は、ま  
だまだ先に行かなければわからないことなので、まずできるところからやっつけていかなくてはいけないです。  
将来負担比率も、長瀨が断トツ3桁ですよ、この秩父地域、1市4町で。そういう中で、基金だって取り  
崩しながら今運営しているって、町長は自分で町長の施政方針の中でも文章で言っているのだから。交付  
税が云々、そういうお話ししますけれども、財政にとっては本当に、町にとって財政が重くのしかかり過  
ぎているのです、今。だから、必要なところはやるならやってもいいのです。私、何もしてはいけないの  
ではなくて、魅力あるまちづくり総合整備計画は、南桜通りでも、雇用促進でも、今言うように将来の子

供たちに残すのだという気持ちはよくわかります。それがなぜ今なのだと。テレビの、今でしょという流行のそれをやるのではないのだから。この町を考えて、もっと町民、ちゃんと町民税払ったり固定資産税払っている町民の皆さんが、ここを直してくださいよ、ここへ救急車が入らないから入れるようにしてくださいよという、もう本当に悲鳴のような要望をしているのにもかかわらず、そういうところへ手が届いていますか。

例えば矢那瀬地区だって、執行部の中にもそういう、前町長が言っていました。あそこのうちへ行く道路が本当にもう、行ったら車回せないから、あそこのうちで回してもらって帰ってくるのだというような、そういう道もいろいろあるわけです。1軒のためにそういう道路をつくるというのではないけれども、やっぱり消防自動車や救急車が入れないから要望を出してある。その要望書を順位つけているのかどうか。さっき最初の話では、そういうのはやっていませんと、無防備な答弁が出てきている。だから、私が答えが出ているようですねと言ったのであって、しっかりと町民の意見を聞いてください。自分たちで、ここ道路広げればいいな、その道路は希望している人がいないわけです。観光客のためにつくってやるのだという気持ち、この前、3月議会でそういうお話がありましたけれども、私が一番心配しているのは、一番最後に、さっきから言っている財政運営に今後支障がないのですかという質問しているけれども、そこには触れてこない。借金がどうたら、こうたらという、そういうお話であってね。ここで町長が責任とって、財政運営に将来は全然支障ありませんよと言えばいいですよ。我々はここで発言していることには責任を負わなくてはなのだから。私だってそうです。言っている以上、例えばこれが失敗だったって言えば、どうも済みませんと謝ります。町長なのだから、執行部の責任者なのだから。

一番問題は、将来的に財政運営、支障がないのかどうか。個々に先ほどから聞いているとおり、公共施設が老朽化したり維持管理、あるいは区長会から出ているかどうかわからないけれども、区長会からぼんぼん出るようでないかね。例えば私のところの地域の公民館は、まだすごく立派で、いいのだけれども、まだまだ直してやらなくてはのところもあるわけです。そういうところへ手が届いていかない。違うほうへどんどん進んでいく。以前に聞いた鶏行政と同じではないですか。この前の議会でも補助金がこれだけつくという話があったけれども、しっかり計画を練って、財政運営に支障がないように、必要なところには必要で、それはお金かけたってしょうがないけれども、ここの根本的なところをお答え願いたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

将来の財政運営に支障がないのかというお言葉をいただきました。当然私たちも将来の財政状況も勘案しながら計画を立てさせていただいているところでございます。将来のことも考えながらやっていくということでご理解いただきたいと思っております。

それからまた、現在、基金を取り崩しているというような状況だというお話でございますけれども、やらなければならない事業だと私は思っております。前議会でもお話しさせていただきましたけれども、秩父鉄道の土地を100年もお借りして、それも無償で使わせていただいている。そういった中で、どこかでこれははじめをつけないといけない。それが私は今だと思っております。そういった中で、長瀨町の将来を考えたときに、今やっておかないと子々孫々まで禍根が残るのではないかなという思いでやらせていただきたいと思っております。

〔何事か言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） さっきから町長が質問回数にこだわっているのです、いいですか、もう一回。では、もう一回だけ済みません。

だから、町長ね、さっきも言っているとおり財政運営に支障がなければいいけれども、その秩父鉄道の土地、町長はすぐそういうふうな話するけれども、今もやじが飛んでいますよね。私も3月議会でそれは言いました。だから、100年、あそこの秩父鉄道の敷地を住民の方が借りて、うちつくって、あの道が道路形態になっているというのを、私も、もう何回も前大澤芳夫町長のときにも質問しました。危ないではないかと。踏切、どっちがとまれとかという例を出して質問したけれども、町長、今の説明で、南桜通りの用地買収は100年借りたのだから今でしょと言うけれども、今、やじが飛んだとおりですよ。私は今のやじに賛成したいと思います。私の代弁ではないけれども、言っていただいて本当にありがたいと思います。今のやじを議事録にも入れてもらいたいぐらいです。

そういうことで、今ではないのです。その南桜通り、100年借りているから秩父鉄道で買ってくださいと言っているわけではなく、住民の人が、あそこ道路を広げてくださいと言っているわけではないのだから、今というそういう話をしないでいただきたい。私はもっと、しっかり働いて税金を納めて、この町に骨を埋めようという皆さんが町のサービスを受けていないところ、目が届いていないところがあるから、そこるところもやっていって、財政運営に支障がないようにしていただきたいという意味で、この1番の質問しているわけなのです。だから、南桜通り、買うのが今でしょう、100年借りたのだから、今買うのですと言った。また、これ議論、もう一回最初からやるようになってしまいます。だから、もう一度聞きます。基金を取り崩して行って、今、一生懸命やっているけれども、町長は財政健全化を進めますと言って公約で当選したのだから。それを5年計画で、4年しか町長の任期ないわけです。もう5年目も保証されているのなら別ですよ。だけれども、それは保証されていないのだから。私、言ったでしょう、この前も。町長の味方するためにこっちで悪くなりましょうかという発言もさせてもらいました。

そこで、もう一度聞きます。将来負担比率が、県や国で決められている数値まではまだまだ先あると。そんなことは自慢にならないです。もう1市4町で断トツ3桁は長瀨だけなのだから。将来の子供たちにそういう負担を与えてほしくない。私たち、子供たちが一生懸命働いて税金を納めて、はい、ここで花を咲かせて、後で子供たちが負担をしょうのでは困るから私は発言しているので、これでまとめてください。お願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の、本来ですと再々質問でおしまいわけですけれども……

〔「それは議長の権限……」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 議長、優しいですから、議員さんの意をお酌みになったのだと思います。

南桜通りのお話ばかり何か先行しているようでございますけれども、これは南桜通りだけの計画ではないわけですから。そういった中で、今回予算を組ませていただいております。

また、1市4町の話が先ほどから出ておりますけれども、どこの町でも、弱点、それからよいところ、いろいろあるわけです。そういった中で、長瀨町は今現在、その指数が高過ぎるというようなお話でございますけれども、当然、執行部職員一同一丸となって、そうにはならないように、財政再建団体にならないように日々努力をしているわけでございます。その中で悪い面と申しますか、そういうところばかり強調しないで、ぜひ関口議員にも、長瀨町はこういったいいところがあるのだよというようなところも、

皆さんに日々のお話の中でお話をしていただきたいなと思っております。

その中で、財政運営についてのことでございますけれども、今現在の状況で支障がないのかという話でございまして、これは、はっきり先ほども申させていただきましたけれども、そのような状況にならないように、私たち、しっかりと頑張っております。

それからまた、やじのお話がございました。いいやじを飛ばしていただいたというお話でございまして、国会などを見ておられます、ひどいやじがたくさん飛ぶ。その中で、実はそれにつきまして、余りいいことではないなと私も見ております。そういった中で、ただいまのやじがよかったか、悪かったかは、それぞれの胸の中にあると思っておりますけれども、そのような状況の中で、でき得れば余りそういうことはしてほしくないなという思いがしております。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） では、次の2番のほうに進んでください。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 議長職をとられてしまうと困るので、2番に行ったほうがいいですね。では、2番に行きます。

2、大災害時の対策について、町長にお伺いいたします。東日本大震災の発生から3年が経過し、ことし2月の大雪による災害から4カ月がたとうとしています。こうした大災害時における対応策の検証結果や経験を教訓に地域防災計画を見直す必要があると考えますが、いかがか伺います。

また、災害直後に高まった防災への意識は、時間の経過とともに薄れていく傾向にあるため、町職員一人一人が想定を超える大災害は起こり得るという危機感を常に持つ重要性を認識するとともに、町と地域住民が危機意識を共有し続けることが重要であると思っておりますが、考えを伺います。

さらに、災害時に迅速かつ確かな対応を図るために、平時の備えとして、1、備蓄品は分散管理が必要と考えるが、いかがか。2番、緊急時の連絡体制は万全か。3番、町職員の警戒態勢は全員に周知されているのか。4、避難場所の点検や確認はできているか。以上の4項目についてお伺いをいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の2の質問に入ります前に、一言、私のほうで言葉を、1の質問に対しまして補足をさせていただきます。

将来の負担比率のお話でございましたけれども、平成20年度は182.9%でございました。それが平成24年度には127.6%に下がったということでございますので、ここもご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、2の大災害時の対策についてのご質問にお答えさせていただきます。町では、地震、台風や大雨による土砂災害、土砂崩れや河川の増水、さらに大雪などといった災害から町民の皆さんの生命、財産を守るため、地域防災計画を策定し、対策を講じております。しかし、東日本大震災、その後に起きた災害の教訓、災害対策基本法の一部改正を初めとした関係法令の改正等を踏まえ、国や県では防災に関する各種計画等を修正決定しており、町の計画も整合性を保つため、内容の確認や見直しを進める必要がありますが、見直しに当たっては専門的な知識も必要と考えられますので、関係機関とも相談しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、防災に対する危機意識につきましては、職員、住民がともに危機意識を保ち続けることが重要であると考えており、常に有事に備えた意識づけを行っていきたくと考えております。

次に、備蓄品の管理につきましては、東日本大震災等の実態から、災害時への備えとして、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄は大変重要でございます。保管場所につきましては、以前の議会でも申し上げま

したが、町内の数カ所に分散管理できれば望ましいとは思いますが、役場職員の緊急時の配備体制や備蓄品の管理などを考慮いたしますと、現状の役場庁舎内等での管理を行っていきたくて考えております。また、区長会等でも、現状では食料などの備蓄品を管理できる適当な施設もないので、役所庁舎等で保管してもらい、各地域では自助、共助で数日間は頑張っていくという話もいただいております。しかしながら、今後、社会資本整備の計画の中に含まれる公園整備の中で備蓄庫が整備されたときは、自主防災組織で管理している防災資機材も含めた管理庫として活用していきたくて考えております。

次に、緊急時の連絡体制及び町職員の警戒態勢の周知についてですが、県や警察、消防、東京電力などは緊急時の連絡体制を整えております。職員への連絡体制は、職員の緊急連絡網ができており、警戒態勢は、各職員に毎年、どういう状況で待機、役場に集まるかなど確認しておくように伝えております。

なお、職員が役場に不在時の夜間の対応につきましては、災害が起こりそうな気象状況のときなどは、役場の代表電話を災害時優先電話などに転送しております。

次に、避難場所の点検、確認につきましては、町では機会あるごとに施設の確認を行っておりますが、施設の点検につきましては、管理者、責任者が、使用、管理している中でお願いしております。

なお、ことしの4月から長瀬地域に新しい施設、高齢者障がい者いきいきセンター、要するにいきいき館でございますが、オープンいたしましたし、避難場所にも想定している公園整備も進めていきたくて考えておりますので、地域防災計画の見直しとあわせて指定の見直しを行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 時間がどんどんたってまいりますので、早くいきます。

今、答弁がありました。防災計画の見直しは、いつやるのですかということを質問します。具体的に、はっきり教えてください。これはもう、5年ぐらい前から、前町長のときからやっていて、議会終了後、すぐやる。議会終了後、皆さんと相談する。一回もやったことがないので、はっきり、いつやるのか、お示してください。

職員の対応、徹底できているかということで、考えているという答弁ですけれども、考えているではなくて、すぐそういう徹底はして、できるようにしなくてはいけないのです、緊急の連絡体制とか、そういうのは。はっきりこれも、2つ目もお答えください。

それから、防災無線の使用方法是検証しているかどうか、私、心配でなりません。これは緊急時の連絡体制ということで、これは区長が地域の防災無線を使って町とやりとりをする。そういうことは決まっているけれども、検証できているかどうか。はっきりこれもお答え願いたいと思います。

それから、公民館、避難場所のところに電話の回線は引いてある。回線は来ているけれども、その回線の先の電話機、確認してありますか。それ、町長、はっきり教えてください。

それから、町の職員の警戒態勢、周知徹底はされているかということで、これは役割分担が全ての職員、本当にできているかどうか。ここにいる執行部の人は大体わかっているのです。そこから先、下に本当にどの程度徹底できているのか、これもはっきり教えてください。町長はよく、再質問だ、再々質問だと議長のかわりに一生懸命言うけれども、そっちでしっかり答えれば1回で済んでしまうのだから、お願いします。

避難場所の点検や確認はできているのかということで、これも本当に検証していないのが現状なのです。今言うように、自助、共助、みんなお任せではないですか。例えば民生委員に弱者保護はお願いしている。

重度については施設やそういうところをお願いする。みんな、町は人になすりつけているだけで、本当に逃れているだけです、自分たちの役目を果たさないで。もう言うてあるから、頼んであるから。さっきも出てくるように、備蓄品は区長会でいいと。自助でやるからいい。区長会でそんな取り決めしているのだったら、もう一度、町長が言ったほうがいいですよ。それは自助で3日間ぐらいは各自あるでしょう。この大雪でも、私もいろいろ孤立したところに電話したときに、私の地域は、あそこのうちがもしなければうちに灯油があるから持って行ってやるよ、食料も米買ってあるから、こっこの地域は我々で何とかするから大丈夫だよという、そういう本当に助け合いはコミュニティがしっかりできていました、はっきり申し上げて。私がこの心配するのは、備蓄庫は、今町長が言ったように、公園ができれば、備蓄庫、何でつくる必要があるのか。今言う自助で3日間やってもらうのなら、そんな公園、5カ年計画でやる必要はないですか。やるのならやるで、もっと早く必要な部分からやればいいではないですか、備蓄庫。私はそう思うので、もう一度、最初の質問から全部、見直しはいつやるのかからお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問に対してお答えをさせていただきますけれども、何かいっぱいあったものですから、ちょっと漏れるところがございましたら、またご指摘をいただきたいと思います。

地域防災計画をやるやると言っていて、やらないではないかというようなお話がございました。埼玉県でも、ことしの3月に、甚大かつ広範にわたる被害をもたらした東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、埼玉県全体の防災力の向上を図るために県の地域防災計画を改正いたしました。町でも、東日本大震災やことしの2月の大雪に対しての経験や教訓を踏まえ、現在の計画を見直したいと準備を進めているところでございます。

主な見直し項目でございますけれども、首都直下型地震の影響ですとか、土砂災害の警戒区域調査、これは現在調査をしているところと、これから進めるということで、今現在、進めているところでございます。井戸、岩田、矢那瀬地区は指定済みでございますけれども、小滝、中野上、本中野上地区は、26年の6月から7月にかけて関係者への説明会、そして指定は27年以降になると思います。それらを住民に周知を図り、ハザードマップを作成していきたいと思います。

それから、先ほども申し上げましたけれども、これから公園整備を行わせていただきたいという中にも、備蓄庫、これは今、関口議員のほうからお話ございましたけれども、今つくらなくなつて、もっと早くというお話がございました。これは、あくまでも機材庫としてこれから機能させていただくというものでございます。食料品はそこに備蓄はしないような予定でございますので、機材になると思います。

それからまた、いきいき館が4月1日にオープンいたしましたので、こちらもまた、この計画の中に入れてさせていただきたいと思っております。

それから、町職員の意識調査ですか、それにつきまして、毎年、年度当初に人事異動、当然毎年人事異動がございますので、それにあわせて町の防災計画を自分の担当箇所を確認しておくようにということで伝えております。また、区長会議でも、避難訓練や家族間での安否確認方法ですとか、非常食や備蓄品の確保など、地域での防災訓練、安否確認など、災害が起きたときの自助、共助をお願いしております。昨年度も防災避難訓練を上長瀬地区、大木小路、辻区で実施をしていただきました。26年度も県の自主防災組織リーダー養成講座、これは毎年、寄居と秩父であるようですがけれども、これにも各区長さん、大変関心が高く、大勢の方にご参加していただいているようでございます。また、各地区の自主防災組織と町と安否確認や気象状況などの伝達訓練もさせていただいております。

緊急時の連絡体制は万全かというお話でございますけれども、県、警察、消防、ダム管理事務所、東京電力などの機関とは緊急の連絡先を交換しておりまして、これで十分ということではないかもしれませんが、ある程度、緊急時の連絡体制は整っていると思います。職員も町の防災計画に定められているとおり、各職員、確認をするようにしっかり伝えております。

また、気象警戒警報が出ましたときには、対策会議を開きまして、待機、招集体制の確認などを行っております。2月の大雪の際にも、数日間、朝夕に状況共有などのための対策会議を開催させていただきました。これは議員ご承知のとおりだと思います。また、そのときの連絡網で各課の職員にも連絡をさせていただき、本当に遠くは寄居町、秩父市、そちらから、土日でございましたけれども、歩いて出勤をしていただきました。

それと、あとは電話機ですね。電話機は、これは電話線を配線させていただいたという、緊急のときの特別公衆電話ということでございますけれども、NTTに工事をしていただきました。建物の壁の配線工事は町でしましたけれども、これはふだん使用するための配線ではございませんので、有事の際には携帯電話や固定電話が繋がらない場合でも災害時の公衆電話はつながるということで、安否確認ができることになっております。それをほとんどの避難所に設置させていただきました。ですので、これはふだんは使えない、緊急時のみに使っていただくということでございます。

それからまた、大雪被害のときに住民に負担をなすりつけているというようなお話でございましたけれども、職員は役場内に待機をさせていただく中で、そこまでなかなか到達できないというような状況でございました。そこで、民生委員さんですとか区長にお願いして、安否確認をしていただいたり、状況報告をしていただき、月曜日でしたか、そこまで行ける状況になりましたときに、早速に行かせていただいて対応をさせていただいたという経緯がございます。

それからまた、大雪の際に、関口議員も風布の人たちが心配で、皆さんに連絡をしていただいたというお話でございますけれども、私も風布の皆さんに連絡をさせていただきました。その中で、食料は足りていますか、灯油は大丈夫ですかというお話をいたしましたら、これも地域で日ごろしっかりコミュニケーションが図れているようでございまして、なければ俺んちの持っていくから大丈夫だよというお話をいただきました。これがやはり一番の、私は有事の際の一番のかなめだと思っております。そのようなことで今後は対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

何か抜けておりましたら、またお願いします。

〔「抜けていないよ、もう十分」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そうですか。

○議長（野原武夫君） 関口議員、あと5分しかありませんので、承知の上で。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 5分あれば十分だよ。ぱっぱっと答えればいいのだから。

さっきいろいろ云々かんぬん、お布施を多くもらったお坊さんではないけれども、あっちこっちの念仏やったり、こっちやったり、ありがとうございました。よくわかったような気になりました。ありがたきお聞きをしていました。

最後、議長から、あと5分だということなので、さっきまで地域住民の皆さんの気持ちを代弁すると声が大きくなったのだけれども、ちょっとそっちへ置いて、今度は私個人の冷静さを取り戻してやりたいと思います。

さっきから質問しているとおり、例えば地域防災計画の見直しが県や国に合わせたのではなく、県や国に合わせるどころの大雪のときだって、県庁とこっちは全然違うのだから、長瀬町は長瀬町流の防災計画をつくる必要があるし、よそに合わせる必要はないので、しっかり防災計画を見直してもらいたいということで、あとは職員は本当に危機感持って、職員は一生懸命やっているのは私もわかっているのです。だから、しっかりと危機感を持ってもらうように言っておきます、徹底してあるつもりですではなくて、しっかりやってください。

それから、具体的に私はここに4つ項目を挙げたのは、こんな具体的にやったのでは、すぐぱっぱっと答えが出るなと思ったら、きょうは私の質問も5分ぐらいで終わるかなと思ったのだけれども、随分長くかかってしまっているの、はっきり答えてもらいたいだけれども、備蓄庫は、公園整備で備蓄庫つくって、資機材を置くだけで、備蓄品を置かないのが原則だというのだったら、それでも結構でしょう。地域の皆さんがそれでいいと言えね。公園、つくるのに。備蓄庫なんかつくる必要はないではないですか。

それから、防災無線の使用方法は万全かという話をしたのだけれども、本当に万全かどうか。やり方はわかっていますか。例えば町長答えられなかったら、総務課長にバトンを渡して、総務課長に答弁してもらったほうがいいですよ、はっきり。わかっている人なのだから。それで、さっきの電話の配線はしてある。緊急時でなければ使えない。こんなことは私もわかっています。区長だって、緊急時のための配線なのはわかっている。ここから先の機材はどうするのだんべねと言っているの、区長です。電話がないから、配線だけあって、その配線、口くわえて、1個は耳おっつけばいいのではないかと言ったのだけれども、それで通じるのですか、緊急時に。それ、区長にも私はそれ言っておきました。区長会でどンドン言えよと。そういうことで、その防災無線の使用法、緊急電話、それ徹底してあるのかどうか、もう一度最後にやってください。

職員の役割分担、これはもう本当に、前の町長も言っているとおり、すぐやる。これ今、議会が、台風わいわい、わいわいなって、議会が終われば台風一過でいい天気になったなで終わらすのでは困るのです。議会が終わった後にしっかり検証して、その報告もお願いします。職員にも徹底してもらって。

それから、避難場所や施設の確認はできていますかというのは、本当にこれは住民、区長に任せたのでは、区長だけではどうにもならないです。ちゃんと検証してやってくださいよ、ふだんから。さっきいろいろ聞こうと思ったのだけれども、肝心なところでいろいろ町長が言うから、私も聞こうと思っていたのを忘れてしまったので、申しわけないのだけれども。

1つだけ言っておきます。あの大雪のときに、除雪作業をしていて、ある住民の方が除雪作業をしている最中に気持ち悪くなったと。それで救急車を呼んだけれども、救急車が来られなかった。あの大雪では来られない、わかっています。私も北分署の署長と話をしたときに、北分署の署長も謝罪をしてくれました、私に。私にもしようがないのだけれども。あの話をしている中で、反省材料でもって、これから検討するということでしたのだけれども、その方は病院に行けないまま、お亡くなりになってしまった。こういう大災害時にこういうことが起こり得るのです。だから、前にも言ったけれども、想定外という言葉はありませんからねという質問を私はしていました。だから、町長、一番必要なのはこの防災計画の見直しなのです。こんな分厚い冊子くれて、当時の課長、この中に戻ってきていますよね。それが絵に描いた餅なのです。私のうちは、承諾も得ていないのに、うちのダンプカーが出場するようにも書いてある。そういう防災計画は要らないのです。地域に合った、この長瀬町に合った地域防災計画をしっかりつくって、想定外ということがないように、しっかりやっていただくというのが私のこの質問なので、災害、特

に財産と生命を守っていただく皆さんですから、しっかり住民の立場になって、もう一度、気を引き締めて頑張って指導してやっていただきたいと思います。

ちょっと時間が随分余ってしまったのだけれども、次の人に渡します。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

地域防災計画につきまして貴重なご提言をいただきました。当然、町には町に合った計画をつくる、これは当然のことだと思っておりますので、そのようなことでこれから進めさせていただきたいと思っております。

それから、備蓄品につきましてでございますけれども、食料につきましては分散は考えていないということをはっきり申し上げさせていただきます。

それから、電話につきましては総務課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） おはようございます。私のほうは、2点だけお答え申し上げます。

1点目、防災行政無線の子局と役場等との連絡方法ですが、これは区長会等でお知らせして、昨年度等は実際各区と試験を行っております。ことしかわられた区長さん等もおりますので、それらの地区の方でわからない区長さんとか、定期的にお願いしますという中で、二、三の区とは連絡のやりとりはしております。あくまで防災行政無線につきましては、停電しているときとかで使用するというので、多少感度は悪い状況もありますが、最悪のときに使えるというものでございます。

もう一点、災害時特設公衆電話の電話機につきましては、区長会等でもお話し申し上げていますが、あくまで災害時なのですが、電話機につきましては、多いか、少ないかは別ですけれども、5台は確保してございます。町のほうで持っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、1番、岩田務君の質問を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田でございます。それでは、通告に従って質問させていただきます。

子ども・子育て支援事業について、健康福祉課長に伺います。平成26年度に長瀬町次世代育成支援行動計画の期間が終了することに伴い、平成27年度始動に向けて、子ども・子育て支援事業計画の策定が進められているようです。次世代育成支援行動計画では、子育て支援施策や少子化対策を計画の目的としてお

りましたが、子ども・子育て支援制度では、待機児童の解消や幼保一体化などを中心とし、より子供を産み育てやすくする環境づくりを目的としています。

そこで、子ども・子育て支援事業計画に子育て支援施策や少子化対策を盛り込むことができるのか。また、新たな子育て支援施策や少子化対策、当町にとって産み育てやすい環境づくりについてどのような取り組みを考えているのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） おはようございます。岩田議員のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、住民の意見を反映できるよう、昨年度ニーズ調査を実施し、調査結果報告書ができ上がっております。この調査結果はもとより、計画策定に当たり住民の皆さんのご意見があれば、計画策定段階において開催される健康福祉推進委員会において、その意見の内容に対し、計画に反映するかどうかを検討し、策定を進めていく予定でございます。

また、子育て支援施策や少子化対策、当町にとって産み育てやすい環境づくりについてですが、地域に密着した少子化対策として、結婚、妊娠、出産、育児等の切れ目のない支援を実施するため、子育てコンシェルジュの設置や思春期講座、子育て講座、孫育て講座などの事業を実施し、子育てをしやすい環境づくりを進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 今の答弁から、町として、健康福祉課として考えていることがおおよわかりましたが、子育て関連について、ことしの4月9日の新聞記事に皆野町長の抱負が掲載されておりました。内容は、過疎化対策として、これまで子育て支援に特に力を入れてきて、出産褒賞金の助成、紙おむつや粉ミルクの給付など、県内トップレベルとされる事業を展開してきたとのことでした。また、2007年から2011年にかけて出生率は60人台から80人台に上がってきましたが、昨年、おととしと70人台と減少してきたようです。これは隣のようですが、そういった中で、今後は子育て世帯や新婚世帯に定住してもらうために、新築で50万円、中古でも25万円の補助金を交付することなどで、年間5人を目標に、4年間で90人台にふやしたいとの内容でした。

長瀨町もちろん過疎化、少子化問題は同じような状況です。私が中学校のときには大体同級生が130人くらいいましたけれども、今は年間40人程度の出生ということでございます。当町としましても、少子化対策についても抽象的な方向性だけではなく、より具体的な内容や目標人数を設定することなども必要なのではないでしょうか。

また、皆野町以外でも、全国の各自治体でさまざまな子育て支援施策を行っているのはご存じだと思います。秩父郡市でも大体が同じような事業内容で、自治体ごとに助成額や支給されるものが異なったり、保育料が安かったりといった内容のようです。もちろん新たな子育て支援施策を考えるのは必要だと思います。しかしながら、幾ら少子化対策といっても、現在のように料金はこっちのほうが安い、補助金はあっちの町のほうが幾ら多いといった支援施策を続けていけば、最終的には市町村の負担が多くなり、財政の圧迫にもつながっていくのではないのでしょうか。

そういった中で考えますと、秩父地域1市4町では定住自立圏共生ビジョンを掲げております。この取り組みの中の子育て支援及び児童福祉の充実には、少子化問題について圏域内の1市4町が協力して合同で子育て支援及び児童福祉の事業を実施することなどの文言があります。また、長瀨町の次世代育成行動

支援計画の中にもショートステイや障害児保育など、必要に応じて広域での実施を検討などの文言もあります。このようなことから、秩父地域内で競い合うような施策を考えるより、1市4町がしっかりと連携して子育て支援や少子化対策に取り組み、子供を産みやすい環境づくりや秩父地域外から移住してもらえるような方法を考えていかなければならないのではないのでしょうか。

再質問になりますが、少子化対策の取り組みについて、広域では現在どのような連携をしているのか。また、定住自立圏をもっと有効に活用できないのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 岩田議員の再質問にお答えいたします。

まず、少子化対策の中で広域の取り組みということでございますが、まず、ちちぶ定住自立圏共生ビジョンというのがございますが、これについてお話を申し上げます。これにおきましては、子育て支援について、大きく2つの事業につきまして現在協議をしているところでございます。1つが、ファミリー・サポート・センター事業でございます。1市4町において合同実施を行っており、もう一つは、病中・病後保育事業についてでございます。ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を持つ保護者を会員として、児童のお預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものでございます。秩父市のシルバー人材センターに委託をし、実施しております。秩父市では、事務局が秩父市でもあり充実した活用が行われておりますが、ほかの4町につきましては会員の登録が少なく、なかなか活用されていないのが現状でございます。

長瀨町の25年度の実績で申し上げますと、登録会員が1名で、10回利用があったということで、提供会員も1名だったというふうに報告を受けております。また、病中・病後保育事業におきましては、現在、検討、研究中でございまして、地域の児童を対象に発熱等の急な病気となった場合、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が緊急的な対応を行う事業でございます。この事業は、必要性は認められるものの、実施に当たっては医師、看護師、保育士の人材要件が定められており、運営コストが相当かかることが見込まれるため、継続性も考慮し、国の補助制度の事例を見ながら、秩父圏域で実現できるか、研究する予定となっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） ただいま課長より、広域や定住自立圏になるのでしょうかけれども、こういったところでの取り組みについて説明していただきましたが、ぜひ広域でも、もっと協力し合い、定住自立圏の会議などで本当に現在の取り組みでいいのか、再確認していただきたいと思っております。やはり秩父地域の過疎化が進んでいる中で、秩父地域内で若者や子育て世代の奪い合いをするのではなく、秩父地域は自然豊かでいいところです。その中でも長瀨町にはこういった特色があり、住みやすく、もちろん子育て支援も充実していますといったような方法で地域外から呼び込むことが必要ではないのでしょうか。先日視察に行った自治体でも、そのまちの住みやすさなどの魅力をPRすることで定住を図っているというような感じでございました。

また、休日保育、夜間保育や特定保育などが、アンケート調査の結果から多分ニーズが少ないから実施していないということがあると思いますが、ことしの3月ごろにベビーシッター関連の事件がありましたのは、皆さん、ニュースでもごらんになったと思います。子供を預けられるところがなくて、インターネットを利用して、わざわざ一、二時間かかる遠方へでも預ける親がいらっしゃるわけです。ちなみにこの

インターネットのサイト1社だけでも、利用者は1万人程度いたということです。秩父地域には待機児童の問題はありません。しかし、気軽に子供を預けられる親や祖父母などが近くにいない人は、私の知っている中だけでも何人かいます。夜間や休日、急な用事があったときなど、いつでも安心して預けられる場所があることでも産み育てやすい環境と思っていただけるのではないのでしょうか。少子化問題を考えたら、今住んでいる方の意見やアンケート調査だけではなく、子育て世代のさまざまな問題を考えて、秩父地域にないものを取り入れていくということも必要だと思います。

長瀨町次世代育成支援行動計画後期計画の中の調査結果には、少子化対策で特に期待する政策について、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し促進が58%、妊娠、出産の支援が54.6%など、子育てに係るニーズも必要とされている課題もおおよそわかっているはずです。さらに、先ほどもお話にありましたが、昨年度実施した調査結果もあることですので、子ども・子育て支援計画の中に、より具体的な事業内容を上げて施策に取り組んでいくことが必要だと考えます。

子供を産むには、もちろん産婦人科や助産師が必要です。育てる間には保育所や幼稚園、一時預かり所、学童保育などの環境も求められます。ぜひもう一度、長瀨町が目指す子育て支援の将来ビジョンを考えて計画策定を進めていくことを期待しております。

最後になりますが、先ほど話にも出ておりましたが、定住自立圏で取り組んでいるファミリー・サポート・センター事業について、当町も参加していて、共生ビジョンの中には今後さらなる利用者の拡充を図るため、事業の周知、広報を十分に行っていく必要があると書いてあります。しかしながら、長瀨町のホームページにも特に掲載しているとかもなく、会員数も、先ほどお話にありました1名ということで、いいものですが、なかなか使いづらいような状況にあるのかなと思っております。こちらについていかがお考えか、お聞かせいただきまして、質問を閉じたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどご指摘のありましたホームページのほうに掲載が現在なされていないというご指摘でございますけれども、確かに今現在、そちらのほうの掲載はなされておられませんので、今後ホームページのほうに掲載し、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2番、村田です。町民の意見を反映する町政の実行について、最初、町長に伺います。

行政は、町民の意見を酌み上げ、執行されるべきものです。そこで、平成26年度町長施政方針の中で、基本構想に上げられている5つの基本理念に基づくまちづくりの実現について述べられていますが、町民の視点に立った質の高いサービスを提供するために、町民の意見をどのように酌み上げ、遂行していくのか、伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

町民の視点に立った質の高いサービスを提供するため、町民の意見をどのように酌み上げ、遂行していくのかとのご質問でございますが、現在、町が行っている町民からの意見の集約につきましては、総合振興計画を初め各種計画策定におけるアンケート調査、町への提案制度と各種委員会で委員の公募を行い、いろいろなご提言、ご意見をいただいております。各行政区長や議員の皆様、町民の方からも、直接ご提案やご意見をいただいております。また、各種団体の総会等出席の折、会員の皆様からもご意見等をいただき、全体では相当数のご意見をいただいているものと思っております。その内容等につきまして、課長会議等で周知し、検討をしているところでございます。

町への提案制度につきましては、平成25年度中に25件の提案がございました。いただきました提案の内容を検討し、実施できるもの、すぐにはできないもの、実現不可能なもの等を判断し、回答をさせていただいております。

また、委員会の公募制度につきましては、以前の議会でも回答させていただいておりますが、4つの委員会で公募を行っております。しかし、公募ではなかなか集まらないというのが現状でございますが、いろいろな方からのご意見をいただくことは必要でございます。今以上に公募制の周知を図り、少しでも多くの方から手が挙がるような方法を考えてまいりたいと考えております。どのような形であれ、町民の皆様よりご意見をいただくことは必要であり、重要であると考えております。現在、検討段階でございますが、町が条例や規則、いろいろな計画などを定める前に住民の意見を事前にお聞きするパブリックコメントの実施も考えており、少しでも多くの方のご意見をいただける方法を考えてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、近年、住民ニーズや価値観が多様化し、行政だけでは担い切れない地域課題もふえてきております。住民と行政がよきパートナーとして率直な意見交換ができ、協働してよりよい町ができるよう推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 前回の議会でも同じような質問をしましたが、昨年12月議会で町長は、各種委員会の選出は条例等に基づき、識見をお持ちの方々をお願い云々と、さらに各種協議会や委員会で代表となられた方々は委員長さんを中心に細部にわたって会議を開いていただく場面も持っていただきと答弁されました。これは議事録に載っております。年度が変わった今、各団体から選出された委員さんの顔ぶれが例年と余り変わっていないような気がします。加えて、その方々が幾つかの委員会を重複されています。これでは住民の多くの意見を聞くことのできる行政の執行を掲げる町長の方針に反しているのではないかという疑念を、疑念とは大げさですけれども、持ってしまいます。審議会や委員会は、町の将来性や方向を託されていると言っても過言ではありません。町は各団体で委員を決めるので、町の権限ではないと避けずに、各団体に対し、多くの人の意思を反映できる町政の執行ということへの意識高揚に努める責任があらはしませんか。

そこで、町長に各種委員の選出について、今年度、例年どおりにならないように、まず1番目、多くの人の意思を反映するための委員人選をするためにどのような配慮をしたらいいか、各課に指示を出したかどうか。それを出さなかったかどうか。

次に、会議によっては当日資料配付がありますが、町の将来性を決めていくような会議であれば、代表

となった方がその組織の代表として出るのですから、同じ人ばかり出たのでは個人の意見になってしまいます。その中で論議をして意見をまとめて出てくるならば、その組織の代表ということになります。だから、そのところで、要するに当日配付ではそれができない。当日配付でない、町民の総意を酌むために、職員に資料配付する場合に、そういうことは配慮すべきですよという指示が、町長から、または課長から部署に出されているのかどうか、この2点ですので、簡潔にお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

委員人選について、私のほうから意見を出したかという話と、総意を酌むために当日配付ではなくてというお話をいただきました。これは私からは出しておりません。しかしながら、当日配付ではなくて、例えば区長会ですとか、事前に配付をしているものも当然これはございます。これにつきましては1週間前ですとか、その事前に出しますので、これにつきまして住民の意見を聞く。これは委員さんが行っていただけるものと、私のほうは思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） まず、協働のまちづくりを掲げる町として、やはりそのところは、例えば各組織まで行き渡っていないとそれはできないことですよね。ですから、もう一度、考えを改めて、協働のまちづくりにするのだと。それが委員さんの選出とか、やはり資料について、これは町の方向性を示すものですから、十分その組織で検討してくださいねというふうなことがあってしかるべきと私は思います。

もう少し違う面で住民提言制度なのですが、住民提言制度が昨年度25件あったというお話です。これについて、書きにくいという人が結構いるのですが、その提言を受けて、提言者と膝を交えてそのことについて、例えば担当課であるとか話し合いをしているのかどうか。しているのもあるかもしれません。その提言について、それがまず1点。

それから、これは町長に伺うのですけれども、12月議会のときに、町民から私にいただいたご意見、ご要望などは、小さなことでも大切に、課長会議でもと答弁されました。先ほども関口議員の答弁のときにも、多分そのようなことを言われました。各課でということ。これは、私という個人の立場なら大切なことと私は思います。しかし、町政にかかわることに一個人の話に耳を傾けるということはいかなるものなんでしょうか。これでは、接する機会のある人の意見は聞くことができますが、接する機会のない人の意見はどうなるのでしょうか。個人としての話なら結構ですけれども、全ての人と、町長、面識あるわけではないですしということで、やはり私にいただいた意見というのは、確かに参考にするのはいいと思いますが、ちょっとそこに私は、町政を預かるトップとしての発言でどうなのかなということを思います。これを1点。

さらに、もう一点、本年の4月号「広報ながとろ」で、本年度予算における施政方針で、まず幾つか書いてありましたが、1つ、積極的に新たな手法の導入検討と将来の財政負担の軽減、2つ目、先例や慣習にとらわれることのない新しい観点で全ての事業を見直すと示されていました。これ、「広報ながとろ」ですから、長瀨町中に配られたわけですね。確信的な言葉で重みがあります。しかし、この実行には、町民の各層、各年代層の思いを酌み取ることが必要だと思っております。これは町当局だけでなく、我々議会人にとっても大切にしなければいけないことと我々考えていると思っております。

私がちょっと考えたことですが、1つ、町執行部と住民とのが一堂に会した意見交換。2つ、見識者等

を迎えたパネルディスカッション。3つ、各年代層別の意見交換。これは要するにいろいろな年代の方がいらっしゃいますから、そういう人をひっくるめてという意味ではなくて、例えば町サイドで20代の方の話の聞くとか、30代の話の聞くとか、高齢者の話を聞くとか、そういう意味です。4つ目、住民自由参加制の住民意見交換会。これは住民協議会という言葉でもいいでしょうが、このようなことをして町民の意見を聞くということが必要ではないかと思います。一部の人とか、決まった人たちに意見をお願いしていると。委員会を随分重複している人がいます。だから、一部の人になってしまいます。そういうことで、本当に意見を聞くために新たにどのような手法をとっていくつもりなのかということ。

3点ですか、お伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

12月議会でも、課長会議等で町民からいただいた意見をお話しさせていただいていますという話をさせていただきました。先ほどの質問の回答の中にも、これは入れさせていただいております。

私は、偏った各委員会の人たちにお会いするだけではなくて、議員もご承知だと思いますけれども、各地区の新年会ですとか、またケーブルテレビの会議ですか、矢那瀬にあるのですけれども、それですとか、それからまた老人会ですとか、本当にいろいろなところにお声をかけていただきます。私、町民、当然全員を知っているわけではございませんけれども、限られた委員会だけではなくて幅広い会に、総会ですとか懇親会ですとか新年会ですとか、本当に幅広い会に参加させていただいているつもりです。いろいろなところからお声をかけていただきます。これは本当にありがたいことだと思っております。そういうときに出席をさせていただいてお声を聞かせていただく、これが一番、かたくならないで意見を言える場所だと、私は思っております。ですので、個人的な意見と言われますと、ちょっとこれは違っているのではないかなと思っております。これも一つの町への提案制度になるのではないかなと私は思っております。そういった中でお聞きいたしましたことにつきまして、それが事の大小にかかわらず、課長会議のときには、それは別にとというようなものであればそれはそれでいいのですけれども、私が一人でこれを判断するのではなくて、課長たちにも判断していただきたいということで、課長会議のときには申し上げさせていただいておりますので、このところ、よろしくお願いたします。

それから、4月号で新たな手法ということが書いてあったという話でございますけれども、そのようなことで、私は私なりの手法と申しますか、そういうやり方でやらせていただくのがいいかなと思っております。今までの委員会というお話でございましたけれども、ただ、委員会に出て、いつも決まったような方たちの意見を聞くのではなくてということで、私はこれからもやっていきたいと思っております。

それから、協議会ですとかパネルディスカッションですとか、意見交換会ですとか、世代を超えたというようなお話でございますけれども、実際、私も今日まで参ります中で、そのような会議を持たれたようなときもございました。私が主催ではございませんけれども、そのような会議を主催をしていただいたことも結構ございまして、出ていってみますとなかなか人が集まらないというのが実情だったような気がいたします。

特に町村合併のときには各区にご説明に上がったわけでございますけれども、全ての区に私も伺ったわけではございません。しかし、そのような大事な話のときにも、地区によりましては関心を持って大勢集まった地区もございましたけれども、なかなか人が集まらなかったというような経緯がございます。そのような中で、当然議員の皆さんたちもいろいろな町民の意見を吸い上げてきて、ここで議会で質問してい

ただくわけでございますので、そのような形でこれからもやっていくのが、私はよいのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔「あと提言者と膝を交えて論議しているかどうかお答え」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 失礼いたしました。提案制度、これにつきまして、私のところに、町長、会いたいというお話で二、三人おいでいただき、そういう方に、それでは提案制度として出してくださいというお話をさせていただいたこともございます。匿名ですとそれに対してご回答できませんので、名前もそのかわりしっかり書いてくださいねというお話で、3名ぐらいでしたか、お話をさせていただき、提案をさせていただきました。ですので、提案をさせていただく前に、提案をしていただく方のご意見を私のほうで聞き、私の気持ちをお話ししというようなこともございましたので。もしあれでしたらば、提案制度の一覧というのがございますので、議員のほうにお渡しをさせていただけるといいかなと考えております。

そのようなことで、膝を交えてと申しますか、私にお会いしてお話を直接したいという方に対しては、私も可能な限り受け入れさせていただいております。そのようなことも議員のほうからも町民にお話しただけならありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） なかなか時間がないので、答弁はなるべく短目をお願いしたいと思います。

先ほどの件について一つ、懇親会の席でもという発言ですが、あくまでも懇親会で酒の入った席であれば、それは取り上げる意見には資さないと私は考えております。これは一般常識だと私は心得ております。

続きまして、次の質問にさせていただきます。観光行政の展開についてということで、町長は平成25年12月定例会で、町全体が観光地化できるようにしたいと発言されています。それを実現させるためには、町全体に係る観光の青写真が描かれていると思います。そこで、町全体30.40平方キロメートルに行き渡る観光構想をできたら。前回、ちょっとこれしたのですが、できていないというお話をされたので、その後、できたかどうか。

また、昨今、観光の嗜好もニューツーリズムなどに目が向けられるようになってきました。訪れた観光客は、その地の状況を肌に触れ、行政力を評価して帰るでしょう。そこで、観光客に関する意識調査などを行い、観光行政に生かしていく考えがあるか。また、実施しているか、お伺いしたいと思います。簡単で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の観光に関するご質問にお答えをいたします。

町全体が観光地化を目指すための観光構想につきましては、次のように考えております。現在の長瀬観光は、岩畳、宝登山、船下り等の長瀬地区を中心に成り立っておりますが、その他の地域にも、磨けば光る観光資源が多く眠っていると考えておりますので、今後、調査発掘し、整備したいと考えております。将来的には、それらと長瀬地区と連携させることにより、町内全体が一つの観光地として発展するものと考えております。そのために中長期的な観光基本計画を策定し、計画的に観光施策を実施したいと考えておりますが、そのためには観光客のニーズや動向調査等を実施し、観光客のニーズを把握することが重要であると認識をしております。それらをもとに的確な観光誘客につなげ、長瀬観光の発展に生かしていきたいと考えております。

また、村田議員のおっしゃいますニューツーリズム、いわゆる人と自然との触れ合いを重視する新しい

タイプの旅行に目が向けられている状況は、秩父地域でも同じように求められてきております。本年度、埼玉県と秩父おもてなし観光公社が主体となり、民泊の受け入れを始めました。これは埼玉県外の中高生が秩父地域の農家や一般家庭に民泊し、田舎体験や家庭生活を経験することで、自然や田舎を満喫し、地元の人と触れ合い、秩父のファンになってもらう。将来は家族とともに秩父を訪れていただくきっかけづくりをするというもので、まさにニューツーリズムです。当町においても、現在11件の家庭に民泊受け入れの事前承認をいただいております。この事業は継続して行っていく事業となりますが、当町においては受け入れ家庭がまだまだ少なく、受け入れ家庭の確保が重要でございます。それには住民の皆様のご理解とご協力が欠かせません。ぜひ生徒の受け入れにご協力いただけるご家庭がございましたら、随時登録を受け付けておりますので、担当までお声がけをいただけるようお願いいたします。これは7月に早速に始める事業でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、今、町長のほうで挙げていただいた農家民泊修学旅行、これは7月ではありません。6月6日が第1回です。よくご認識されていたほうがいいのではないかと思います。

この農家民泊の受け入れなのですけれども、明後日4件でやります。それで、町長も言われましたが、これを推進するには11件。前、12件だったのですけれども、少し寂しいという件数になると思います。この農家民泊は、ニューツーリズム的なことの第一歩で、国土交通省で観光立国推進基本計画というものについて、その中で内容等を示しております。これは当然担当課長は周知していることと思います。ここで町として問題を私は投げかけたいのは、本年度、新しい動きとして始まる農家民泊、この流れの中で、一昨年、実際は一番最初だったですよ。昨年度説明会等があった、今年度6月6日第1回という、まだ実施していないのに担当者が事、途中でかわってしまったということがあります。担当。要するに役場職員の人事異動でかわってしまったと。これは当然答えとしては、予測される答弁は、誰がなっても一生懸命やりますよ、できますよということです。しかし、その受け入れ農家では納得していない家もあります。なぜかわったのだというふうなこと。これはやはりニューツーリズムと言うけれども、町全体を観光地として潤えるようにと考えているつながりや流れを切っているのではないかと、非常に私は疑問に思います。この人事異動について1点。

それから、産業観光課長がかわられました。おもてなし観光公社が主体となってやっていますが、実際は秩父全域で、ここは長瀨町です。長瀨町が実施主体になっております。ですから、来た民泊修学旅行の生徒さんたちは町としての風評を持ち帰られるわけです。ですから、この農家民泊を行うについて、町独自で説明会やら、その11件の方に対して受け入れありがとうございますとか、そういうふうなものがあつたかどうか。また、町としては、立候補していただけたけれども、このようにやっていただきたいとか、そのようなものがあつてしかるべきだと思いますが、実施したか。しなかった場合には、なぜしなかったかということ、これを伺いたいと思います。

それから、これはいいですが、紙面アンケート等については観光客のニーズを知るためにやっていきたいというふうなことです。ぜひ実施のほう、よろしくをお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

失礼いたしました。一番最初、当初7月というお話だったものですから。きのうでしたか、あさってあるのだよという話を聞いたのを漏れてしまいました。失礼いたしました。

人事異動というお話でございます。担当がかわってしまったということでございますけれども、担当がかわりまして、課長もかわったわけでございます。ただ、課長も以前から、今の部署の前は地域整備観光課におりましたし、それから担当も1人は残っておりますので、そちらで私は対応できるものと考えて人事異動させていただきました。

それから、またこれは県が主催ということで、どこまで町が出たらよいかというような思いもございました。確かに村田議員がご指摘のとおりだと思います。もっと早くにそういうことをご提言いただけたらよかったですという思いがしておりますけれども、やはり県の事業ということで、少しそちらにおんぶにだっこであったかなという思いがいたしております。

アンケートに対しましては、観光協会のほうも、また人事があったようでございますので、そちらとタイアップしながらアンケート調査もさせていただけたらいいと思っていますので、よろしく願いいたします。

農家民泊に対しましての詳しいことに関しましては、課長より答弁させていただきます。

〔課長、済みません。内容については知っているのですが、町での説明とかそういうのをやったかやらないか。どうしてか。それだけ〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

農家民泊受け入れの農家さんを対象にした打合せ等を行っているかということなのですが、今のところ、やっておりません。初めての事業なものですから、受け入れをする観光公社とのやりとりは行っているのですが、それを個別の農家さんにお伝えするというのが、今のところの業務というふうに考えております。今後は農家さんの希望等もありまして、農家さん同士の連携が必要だということであれば打合せ等を実施していければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私は、農家さんの連携が必要だとかそういうことでなくて、町としてやるのですから、町としてそれは受け入れ。だから、先ほども言いましたが、風評は長湍町。主体は、やる場所が長湍町なのです。そのことについて、やはり手を挙げていただいた農家さんにと。当初、私も手を挙げたのですが、うちのに反対されて、よしという次第があるのですが、次回6日は4件だけですので、7月の、一応泊まっていくという前には事前にお集まりいただくとか、やはり出向いてお願いするとか、そういう配慮は必要ではないですか、特に新しいことなので。と提言しておきます。

再々質問します。最初の町長の答弁だったのですが、一番最初の質問です。これは昨年9月議会で言われたことなのです。そうすると、もう8カ月以上経過しているのです。要するに各地域の特徴を生かした観光エリアを整備しと。それから、もう一点言っているのが、町全体を観光地として潤えるまちづくりを進め、観光で税収が上がる町をつくりたい。これも答弁、昨年9月議会でされているのです。このことについて、産業観光課長、各地区の特徴をもとにした観光資源の洗い出しがどの程度進んでいるのか。観光で税収が上がるとは、守秘義務とか、データ化されていないというお話が随分ありましたが、ちょっと発言に矛盾があるのではないかというふうなことで、この点。

あと、もう一点。私が個人的に考えるだけなのか、わかりませんが、3月議会で質問したとき、

答弁で、町長は、全体的青写真は特に作成せず、長瀬地区から徐々に広げていくというお話でした。先ほどの答弁でもそのようなご答弁だったかと思えます。しかし、私個人が考えるのですかね。個々の方策や手段を考える前に、まずランドデザインを明確にする、これが賢明であるというのが常識ではないですか。何か行う場合にですよ。そうなると、私の考えが間違っているのか、一般的に考えたその常識が町の施策と違っているのか。これはあくまでも私の常識と思うことが違っているのかもしれませんが、そのランドデザインはやはり必要なのではないかなと思えますので、簡単にそのことについて、産業観光課長と町長にランドデザインだけ、一言お願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

前議会でも、青写真はつくらないという話をさせていただきました。やはりどうしてもランドデザイン、それをつくりますと、それに幾らかかるのだとか、いろいろ出てまいります。そうしますと、また予算の関係も出てまいります。そのような中で今現在考えておりますのは、お金をかけないでいい方法はないかなというようなことを今現在考えております。その中で、この間もちょっとご提言をいただきましたことがあります。これは確かにいいなという思いがしたのですけれども、長瀬町は本当に風光明媚で素晴らしい景色のところがたくさんある。そのようなところを写真愛好家に写真を撮ってもらって、それで長瀬町をアピールしていただいて、コンテストでもやったらどうかという話をいただきました。確かにこれはいい案だなと思いましたが、とにかく青写真をつくって、この地域はこのようにしよう、あのようにならうという、しっかりしたものをつくってまいりますと当然莫大なお金もかかってくるわけですので、それではなくて、お金をかけずによりよい方法というので、今、私としては考えているところがございます。そのようなことも話させていただきながら、少しずつ、少しずつ、着実に進めさせていただきたいというのが私の今の考えでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、税収の関係になるかと思えます。観光地としてお客様に来ていただいて、消費、いろいろなものを買っていただいたり、泊まっていたり、消費していただくことが税収につながる、税の増収につながるというふうに考えております。ですから、担当としては、お客様が一人でも多く来てお金を使っていただくような、そういうふうな事業を取り入れたり進めていきたいというふうに考えております。

それと、整備、青写真が描けているかどうかについてはですが、現在のところ、まだ描けておりません。ただ、考え方として、長瀬町、先ほど町長の話もありましたように、風光明媚、風光がいいとか、そういうふうな考えがあります。例えば見なれた自然景観ですとか、生活習慣ですとか、文化、風習など、ふだん住んでいる私たちだと観光に結びつかどうかかわからないようなところも、町外からお越しいただくお客様にとっては非常に珍しいとか、そういうふうなものがあると思えますので、そういうものを発掘していければなというふうな今のところ考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 村田徹也君、3番のほうへ進んでください。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 3番に進む前に、質問ではないので、一言。ランドデザイン、これお金かける必要ないと思えます。私は、もともとお金をかけるのに反対をしております。ですから、莫大な予算をかけ

てという意味の質問でないので、勘違いしないでください。

では、これも関連するので、花のあふれるまちづくりについて。町長の選挙公約で、町長給与を50%カットし、そのカット分で花の町長滞を応援するために、各地区に花の種、苗等を配付し、美化推進を図る。さらに、そばの町長滞をアピールするため、遊休農地を借り上げ、ソバをまくとありますが、現在の進捗状況について伺います。

また、これらの事業を進めるに当たり、町民との協働によるまちづくりの理念から町民の協力が必要となります。今後の維持管理体制づくりや予算措置状況について伺います。

これ、以前質問していますので、本当に簡単をお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。簡単にというお話でございますけれども、最初の質問でございますので、ちょっと長くなるかもしれません。

まず最初に、花の町長滞を応援するために、各地区に花の種、苗などを配付し、美化推進を図るについてお答えいたします。町では、花いっぱい推進事業の一環として、行政区やボランティア団体などの地域住民団体の申請に基づき、花の種や苗木、植栽に必要な土や肥料などを支給する事業を行っております。街路や公園などに有志で植栽をしていただき、地域景観を花と緑で美しく保ち、長滞を訪れる人や町民の生活空間を快適にする住民活動としての花いっぱい推進運動を推進しております。昨年度は3団体、計4件の申請を受け、パンジー苗やナデシコ、腐葉土などを支給しました。今年度も同様に、ボランティアによる植栽を応援する花いっぱい推進事業の周知と活用推進を図ってまいります。

また、今年度は景観作物種子購入への補助事業を検討しておりまして、遊休農地へ景観作物の作付をした場合に種子購入への補助を行い、遊休農地を有効利用し、花の町長滞を推進していきます。

次に、そばの町長滞をアピールするため、遊休農地を借り上げて、ソバをまくことについてお答えをいたします。現在の進捗状況でございますが、ソバ栽培農地を検討し、貸借いただける所有者に声をかけているところでございます。また、ソバ栽培については、栽培を行ってもよいとの意向を示された法人がおります。作付方法や管理方法など、ふなれたため、秩父農林振興センターの技術普及担当と共同で栽培方法や必要な機材などの指導を受けているところでございます。今後もソバ栽培についての取り組みをいただけないか、声かけを進め、県などの指導を受け、栽培についての支援をしてまいります。

なお、ソバ栽培に関する町の補助事業としまして、ソバ種子購入に対する補助である遊休農地解消対策事業補助金、桑畑を耕作できるよう整備する事業に対する補助を行う遊休桑園活用事業補助金などがございますので、これらを活用して栽培普及を進めていく予定でございます。

これらそれぞれの事業を進めるに当たりましては、町単独で進めていくことは困難なことであり、町民の皆様の協力によって成り立つ事業であると認識をしております。また、町内の各地区を花いっぱいの町にすることについても、各家庭での取り組み協力をいただくことはもちろん欠かせないことでございます。このため、行政区活動などを通じた町民のコミュニティづくりに力を入れていくことにより、町全体を挙げての花の町長滞を実現できるものと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、ちょっと前回や以前とダブってしまうところがありますので、特に今町長が答弁されたような予算は126万5,000円の中からというふうなことだと思うのです。給与を50%カット、430万円から見ると随分少ないなという気がします。そのほかにも、何か矢那瀬地区にミカンの里という

ふうなお話をしたというふうなことは伺っておりますが、この進捗状況というのですか、実際にそういうのをやっていくのか、そこのところ。

あと、実際に産業観光課長に、ソバの種を配付するとか、花の種、苗を配付するとかいうのは各区を通じてとか行っているのかどうか。私、うちの区の区長さんに聞いたら、そんな話は聞いていないよという話でした。これ、区長会でそういうのはやらないのですか。区長会のほうに通じていないのですか。区の代表だと思のです。そこのところをお聞きしたいと思います。ミカンのこと。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ソバの話でございますけれども、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、法人でやってみたいという方が出てまいりました。とりあえず初年度でございますので、やってみて、成功するようであればというようなことで、だんだん、だんだん広げていきたいという思いがしております。その中で、2反5畝ほど土地をお借りできるという話でございます、ソバの種が1キロ1,000円でしたっけ。

〔「1キロ約1,000円ぐらい」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ぐらいですよ。1反歩3キロ。ソバの種。

〔「約3,000円」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そうですね。ソバの種は1キロ1,000円ぐらいですので、この2反5畝でもそれほどのお金かからないのですよね、全部まいても。振興センターの普及員さんが指導していただくということで始めさせていただき予定でございますので、とりあえずはそこから進めてまいりたいと思っております。町全体と申しまして、あぜにちょこちょこ、ちょこちょこことまくのではなくて、ソバ畑をつくる。広い面積にソバ畑をつくるということでこれから進めさせていただきたいと思っておりますので、区長さんのほうにお願いをしてソバの種を配付するということではなくて進めさせていただきます。

それから、ミカンの里につきましては、このミカンの苗につきましても、これは定住自立圏の中で森林整備事業のほうから10分の10のお金をいただけるということで、町のほうの財源は使わなくて、とりあえずやってみようという話を進めているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ミカンの里についてでございます。先ほど町長も話しましたように、定住の関係で秩父地区森林活性化協議会というものを立ち上げておまして、この協議会で助成事業を行っております。この助成事業が活用できないかということで、関係者の方に事業のご紹介をしているところです。

続きまして、ソバの種を行政区に配付しないかという内容になるかと思います。

〔「ソバだけじゃないです。花を交えて」と言う人あり〕

○産業観光課長（中畝健一君） わかりました。それでは、ソバを交えてということですが、行政区への花の支給については、現在も花の材料支給事業というようなものを行っております。行政区等でご希望がありましたら、種、資材等の支給を行っておりますので、具体的には直接お問い合わせをいただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 農業法人で名乗りがあるというふうなお話なのですが、多分想像すると、ブルーベ

リーで補助金を昨年度もらったところではないかななんて、これは議事録に載るとうまくないけれども、推測します。それで、雇用が拡大するというのであれば一石二鳥で、これは大変望ましいことだと思います。雇用まで、雇用の拡大。先ほどから岩田議員のほうから出ましたが、要するに若者の定住とか、労働というところで非常に一緒になりますからね。ただ、中途半端なものではどうかと。

やはりあと、町全体に公約したのですから、農業法人にお願いしましたよでは済まないと思うのです。ソバは農業法人にお願いして、そこでやる方法があると。ソバの値段なのですからけれども、やはりちょっと、産業観光課長もなったばかりだけれども、甘いですよ。ソバが中国産だと関税がかかるからだけれども、大体600円から800円ぐらい。国内産だと高いのが2,400円ぐらいです、キロ当たり。これは調べておいてもらわないと困ります。だから、1,000円と2,400円ではかなり違いますからね。2.4倍もするわけですからね。そのことは何か変な針の穴を突っ込むようなことは言わないで。徐々にやっていくというふうなことなのですが、やっぱりまだ協働のまちづくりということが定着していないから、来ていないのです。だから、そういうことも、先ほど言いましたが、結構区長さんにも聞くのです。こういうお話が来ているのですかと。いや、聞いていないですと。種を配りますよという、区長会のほうで話があって、そういうのを、では区の住民にどうですかという話が出ていないわけです。ですから、もしそういう話があれば、その区でどうしようかと。誰がまくのだと。どこの土地にまくのだと。誰が管理するのだという話し合いを持たなければいけないわけです。そこまでいっていないで花のあふれた町ということでは、これも言葉は悪いですが、行政のなござりというふうに言いたいと思います。ぜひそういうのを進めていただければ、花が四季折々にならなくてもあふれるというのですか、そういう町になっていくと思うのですが、ぜひ公約したので、それを実現するような方策というのですか、進めていただきたいと思います。

1つ言い出したところですが、徐々にというのがちょっと具体性がないです。曖昧なのです。だから、本来なら、きょうでなくてもいいです。いつごろまでにこういうふうにしたいのだと。きょう答弁してただかなくて結構です。

あと、これも先ほど言いましたが、各地区での受け皿、これを整備するという努力はなされているのか。先ほどボランティアを3団体とか4団体と町長が言われましたよね。そういうボランティア組織というのはあるだろうけれども、それでは、その人たちは長瀬町中花のあふれたということが可能なのか。恐らく4年たっても無理だと思うのです。確かに役場前なんか非常にきれいになって、特定の個人の人が結構草むしりしているようなのですけれども、これはちょっとどういう関係だか、私もわからないのですが、やはりああいうのを継続していったりというのは、新たなボランティアの育成ということが必要ではないかなと。これに対して、町のほうで組織の立ち上げとか、そういうのに対してどのように働きかけているのかということ。ぜひそれをやらないと、目指す協働のまちづくり、花のあふれた町は実現不可能だと私は思います。

それで、受け皿整備なくして予算計上しても事の成しはなし得ないということは、当然これ町執行部のほうも考えていると思うのですが、そう簡単にいくものではないというのはわかります。でも、目安をつけて、何年先までとか、徐々にできるところから草の根を張らしていかないと、やはりこういうことはできないと思いますので、ぜひそのところ、答えられるだけの答弁でお願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の質問にお答えさせていただきます。

町全体をそばの町という話をさせていただいております。ということは、本当に広い面積、遊休農地で

すね。広い面積で遊休農地になっているところをターゲットにしてまいていくのがいいかなという思いの中で、やはり機械も使わないと、当然村田議員も承知でしょうけれども、手作業ではちょっと無理だと思うのです、広い面積を。これを私も一度、本当の遊休農地を回復させた経験がありますけれども、なかなか大変なことです。毎回、毎回、20人、30人集まってくださいといっても、皆さんそれぞれご都合もありますし。ですので、機械が使えるような方がいいかなという思いの中で、今回は実験的にやらせていただくと思っております。やっていただくというのですか。実験的にやっていただいて、これならできるかなということであれば、それで進めさせていただきますし、ちょっと無理かなと思いましたがときには、また次のことを考えなくてはいけないかなと思っております。

それから、雇用にはつながらないのではないかとのお話ですけれども、機械を使いましても、当然一人でできる仕事ではありません。ですので、そのときにはまたボランティアをお願いするとか、シルバーさんをお願いするとか、そのようなことになるのではないかと思います。ですので、全く雇用の推進にはならないということではないのではないかと思っております。

それから、値段についてのお話もございました。地のソバのほうが高いのは当然でございます。ただ、中間マージンがなくて、とれたものがそのまま長瀨町で使っていただけるということになれば、お客さんも納得をして、今どこの観光地に行きましても、漬物に対しましても、これは国産の漬物ですよ、これは中国産ですよという表示をしっかりと販売しているところが多いようでございますので、長瀨町もそのような形で、地でとれたそば粉ですよということであれば、お客さんもお納得いただける値段で販売できるのではないかなと思っております。

それから、区長会の話も先ほどから出ておりますけれども、あれもこれも全て区長会というのも、区長さんも負担が重過ぎるのではないかなという思いがしておりますけれども、やっていただければ非常にありがたいことでございますので、先ほど課長のほうからお話しありましたけれども、区のほうであいていところがあるからやってみようよというようなことであれば、ぜひ区長さんをお願いをして、花の植栽事業、町のほうで花の種は配付いたしますので、やっていただけたらありがたいと思っております。

また、ボランティアでございますけれども、町のほうから声をかけて、やってください、やってくださいと、これも一考かと思えます。しかしながら、自分のほうから進んでやっていただいている人もおりますので、そういうことも、自分も町の一人として協働でこの町をよくしていきたいというような方もおりますので、そういう方を発掘しながら、また進めていけたらいいなと思っております。そのようなことでこれから進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

○議長（野原武夫君） 次に、7番、齊藤實君の質問を許します。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 7番、齊藤です。これ言う前に、先ほど、やじということで町長からお叱りを受けたのですが、受けないように。私が言ったこと、やじだからって、まともに受けて答えないようにしてください。そんなことは恥ずかしい話。

それでは、通告に従って申し上げます。防災行政無線放送のあり方について、総務課長に伺います。5月5日に滝の上区内で事故が発生し、ヘリコプター2機による捜索、救助活動が行われました。そのとき、

区民に情報が入らず、何をしているのかわからないため、一時区内が騒然になりました。防災行政無線放送等により情報が入れば不安になることもなく、場合によっては協力できることもあるという区民もいました。そこで、防災行政無線の目的と放送できる内容について伺います。

また、放送が聞こえない地域や干渉し合ってしまうこと、ハウリングを起こしてしまって聞こえない地域があるように思います。今後、大災害が発生するおそれがあるとき、または発生したとき、放送により情報が共有できるよう難聴地域を解消する必要があると思いますが、考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 齊藤議員の防災行政無線のあり方についてのご質問にお答えさせていただきます。

最初に、防災行政無線の目的と放送できる内容でございますが、防災行政無線につきましては、非常災害時などに町民の皆様に対して防災情報をお知らせするための手段として、町内に26カ所の拡声子局、スピーカーを設置しております。電波法の許可基準の範囲内で町の防災行政無線の運用規定などに基づいて放送を行っておりますが、具体的には平常時は機器の動作確認を目的とした時報などの定時放送のほか、行政情報、振り込め詐欺の注意喚起に関する情報や行方不明者の発見協力などの防犯情報などを放送しております。また、火災時には、秩父消防本部から火災の場所や種類についての放送も行っております。その火災放送については自動音声放送となっております。さらに、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートにより大雨警報などの気象情報、緊急地震速報、武力攻撃事態情報など、対処に時間的余裕のない緊急情報を通信衛星から受信し、防災行政無線を自動起動し、瞬時に警報音と音声による放送を行うシステムを整備しております。

次に、放送が聞こえない地域や音が干渉し合ってしまう聞こえない地域の解消対策についてでございますが、町民の方から放送が聞こえにくいというご相談を受けることも確かにございますので、議員がおっしゃるとおり、そのような地域があることも承知はしてございます。しかしながら、屋外スピーカー設置場所周辺地帯では、放送の音が逆に大きいなどという苦情もいただきまして、音量調整は難しい問題ではあります。また、隣町の境界に近いところでは、隣町の放送が聞こえてくることも事実かと思えます。さらに、最近の住宅は気密性が増したため、屋外スピーカーの音が聞き取りにくくなっているとの問題もございます。このような状況を少しでも解消するため、現在の子局はスピーカーごとに音量を変えることも可能ですので、問い合わせがあった地域などに対しては、定期点検などの際に調整を図ってまいりたいと考えております。

また、屋外スピーカーからの放送では聞こえにくい風布地区や屋外スピーカーから離れている地域などには戸別受信機の貸与も行っております。今後も必要な家庭には、屋外スピーカーからの受信感度などの状況も調査させていただき、戸別受信機の貸し出しも行ってまいります。

さらに、よく聞こえなかった場合や聞き漏らした町民の皆様のために通話料無料のテレホンサービスも行っております。このテレホンサービスの電話番号につきましては、毎月発行している町の広報紙の暮らしのメモや町のホームページにも電話番号をお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） このヘリコプター2機が飛んできたときのことの滝の上区の状態はすごい騒然となったのです。私のところへ電話が何回か入りました。町の対応はどうだったかという、町はわからない

と、電話したら。職員がいて、わからないと。ええっということ、町に電話したのだけれども、わからないのだけれども、では、消防署へ電話したかという人もいました。そうしたら、やっと幾らかニュアンスができて、わかった。災害時の、要するに先ほど2番議員だっけ、5番議員だっけ、6番だっけ、ちょっと言ったけれども、そういう連絡網、しっかりしていないというのがあったのです。

ここで一応問題なのが、災害時にちゃんと連絡する、それには放送しかない。無線だとかいろいろあると思うけれども、いずれにしても地元の人が、何で来ているかということがまずわかればよかったです。そうしたら、パラグライダーでおりた人が落下傘おりて木にひっかかったのだと。その助けに行った人がまた落ちてしまったのだということで、1機が飛んできたのだけれども、1機はおろす機械がなかったのだと、人命救助する。そうしたら、次のやつの防災が来て、今度はそれをヘリコプターが使えるところまで引き出したという。いろいろいっぱい来ました。全ての消防の関係のレスキューから全部来て、それができた。だけれども、地元がそれを知っていれば助けに行くこともできたというのです、手伝うことも。だから、そのときの放送。そうしたら、消防署に実は私も聞きました、消防長に。実はきのうもちょっと聞いたのですけれども、これは町には連絡していない。それはそうでしょうと。じかに遭難者からすぐ110番で行くと、向こうへ行って消防署から来るから、町は知らないと思いますと言うけれども、それでは困るのです、住民は。防災無線ということであれば、やはり今こうですと。今こういう状態で人命救助しているのですが、皆さん、どういうふうでもご協力くださいとか、何かそこであれば滝の上の区長も安心したのです。手伝うこともできるものはできたのです。というのが、今回この質問に至ったわけです。これは滝の上の住民から強く言われたものですから、この質問をしているわけですが、これは全てにつながるのです、災害も。そういうことと同時に、だから防災無線の目的と放送はどうなのでしょうかということも質問しているわけです。防災なのだから。

それで、例えば大雪のときです。何かが中止になりました。中央公民館で行事が中止になりました。そんなことは問題ではないのです。大雪のときに一生懸命雪を掃いているときに、そんなことを言うのではなくて、今はこういう状態ですと。雪で困っているうちがあるから、皆さんでどうですか、助け合ってやったらどうですか、そういう放送ではないですか。今どういう地区が停電なのだから、そういうところはこうですと。防災に関係するのを言うのが筋ではないですか。私も雪を掃いていて非常に立腹した。なんで今どき、中央公民館で何かがあるから中止になりました、そんなことを今どき言うのではないよと思っていたら、案の定、電話が何本も入りました。なぜそんなこと言っているのだと。雪に対して、こんな大変な大雪だと。それで、災害本部は、我々できないから知らなかったけれども、そういう状態、孤立した状態がある。そのうちをみんなで助けましょうとか、何か防災的なものを言うのが防災なのだ。災害なのだから。というのが今回のヘリコプターについての関連した問題になるわけです。

そこで、職員が、なぜそこで電話したときにわからないのですか。なぜ消防署へ連絡して、そういう職員がすぐ連絡して、滝の上の区長なりに連絡しないのですか。そういう連絡網についてちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

5月5日の夕方、5時過ぎということで私も聞いておるのですが、役場のほうに電話が、私もその日は休みでしたので、おりませんでしたので、どういうことが起きているか、当然知りませんでした。日直等に電話が来たかどうかというのは、ちょっと私の記録ですと、なくて、翌日以降、連絡をいただいて、消

防等に確認させていただきました。また、いわゆる災害、あとは交通事故等で大渋滞が起きているという場合は、警察や消防から、これは土日、夜間であっても、県土整備事務所も含めて、連絡をいただく体制をとっております。今回の場合は、事故というのですか、救助要請が出たという、消防と救助要請をされた方との連絡の中で、消防署から来なかったものですから、連絡がわからない状況でした。確かにその日の夕方に役場の職員等に、その時間ですから、日直が多分いなかったか、いたかの時間ぐらいだと思うのですが、その辺、臨機応変な対応ができればよかったですと思いますが、基本的には警察、消防から連絡をいただいた場合は我々のほうに要請、放送も含めて、依頼は来るようになっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） それでは話にならないのだよな。やっぱりちゃんとした、災害のとき、5番議員言った、災害のときが一番困るわけです、そういうことでは。やはり職員がいなかったから、日曜日だからいません、それでは話にならない。やはりちゃんとした体制をもって、緊急時に対し、災害時に対してやるのが、町民に連絡するのが筋ではないですか。違いますか。やはりそういうふうに連絡を密にして災害を防ぐ。そういうことが大事になってくる。

そこで、難聴地区、要するに聞こえない地区に対策、これはこの前、私も何回か質問したことがある。だけれども、全然解消していない。例えば、うちなんか、風のせいで外へ出ないと聞こえない。いつでも外へ出る、何かというと。風の向きによっては全然聞こえない。また、干渉してしまってどうしようもない、聞こえないというところもある。だけれども、それはしょうがない、しょうがないずっと来てしまっているのです。そんな、いかがなのですか。それもひとつ解消する、やる気のある解消してほしい。ただ、だめだから、うるさいから、ここのところは。そうではない。やる気があればできるのだよということをやしてほしい。

それから、このヘリコプターの問題に関連するものですから、この長瀨町にはヘリポートというのはないよね、町長。やっぱりよその町にはあるのです。皆野町もヘリポートがあって、それでやっている。それではどこでやるかということは、まだ皆さん知らないと思うのだよ、町民は。ヘリコプターがおりるところ、ヘリポート。どこにおりてというようなことが町民に周知していない。やはりこれからの災害が発生したときに、一番頼りになるのがヘリコプターだとかそういうものだと思うのです。空飛んでこなくては。川がだめ、いろんなものがだめになって、道路が陥没してだめだというと、やはりヘリコプターとかでいろんなものが資材が緊急すぐ必要になる。そういうときに、どこにおりていいか、どこに行くのか。それと、交通事故のときにどこに行くのですか、長瀨町は。寄居か、あるいは皆野のヘリポートへ行くのではないか。皆野町はあるのです。秩父市もあります。みんなあるのです。何で長瀨町だけ、そういうちゃんとした看板をしょったヘリポートがないのか。そういうこと。そして、やっぱりこれからは災害が発生し、そして防災無線が皆さんに周知できるような方法で、何かがあったら、いろんな事故が発生し、今こういう状態で今捜索をしていますとか、しょっちゅう。例えば川で流れたってそうなのです。行ったり来たりするけれども、何だろう、何だろうというのではなくて、防災無線だったら、ちゃんと、今こういう状態で救助に当たっている、ヘリコプターが飛んでいますぐらいのこと言たっていいのだと思います。それについて、ヘリポートについてと放送ができない難聴地域、どう解消するのか、いま一度お願いします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、難聴地域につきましては、冒頭の回答のときに申し上げましたとおり戸別受信機というのがございます。こちらを点検等、調査等をした中で戸別受信機も貸与等させていただいていますが、先ほどご指摘等もいただきましたので、その辺はまた再度調査させていただいて、貸与ができる地域かどうか、貸与で対応できるか含めて行ってまいります。

また、フリーアクセス、電話で応答サービスもございますので、引き続き広報、周知してまいります。

2点目のヘリポートにつきましては、一応常設ではございませんが、岩田のグラウンドが臨時ヘリとなっております。当然消防署、県の防災航空センター等も承知しており、そちらのほうで離発着を行います。ただし、土のグラウンドですので、相当の水まきとか必要になる場合もございます。皆野のほうを使ったり、病院からの搬送ですとか、近場ということもありますので、そういう皆野の金崎ヘリポート等も使わせていただいたり、秩父の防災基地も使っているのが現状かと思えます。

また、検索している情報を流してほしい。確かに町民の方、私もですけども、何をしているのかと不安になったり、情報を知りたいというのはあろうかと思えます。ただし、なかなか警察ですとか消防から、こちらから聞ける範囲では聞く場合もございますが、個人情報的なもの、また現在進行形のものを放送でできるかどうかというのは難しい面もあろうかと思えます。ただし、町民の方も不安になったり心配されることもありますので、何らかの方法が考えられるか、また消防等とは相談はしてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時01分

再開 午後1時00分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 3番、板谷定美。

1番目、脳トレ塾の開催について、健康福祉課長にお伺いいたします。高齢化社会が現実となっておりますが、介護予防事業としての脳トレ塾の開催は、まさに理にかなっており、大変重要な事業であると思えます。そこで、一昨年開催された脳トレ塾の分析結果についてお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

前回の脳トレ塾は、脳の活性化による認知症予防を目的として、平成24年12月から平成25年3月にかけて実施いたしました。65歳以上の町民の方を対象として20人募集しましたが、参加希望が多かったため25人の参加となりました。延べ参加人数は、全8回で合計150人で行いました。1回の講座は約2時間でし

たが、宿題を課し、自主的な脳トレをしていただくこともございました。受講者アンケート調査を実施しましたが、難しかったという回答とともに、楽しかった、ためになったというものが多く寄せられました。中には、夢に百ます計算が出てきたとか、孫と競争で宿題をやった等の回答もあり、脳に大きな刺激を与えたことがうかがえます。したがって、脳トレ塾は、脳の活性化を大いに促した有意義な事業であったと認識しております。また、今年度は、4月に開講しまして9月までの計8回を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ありがとうございます。

今行われている認知症対策にけちをつけるわけではございませんが、前回は25人、今回は20人で、トータルで約50人。高齢化率30%で、長瀨町の高齢化人数は2,000人という形になると思います。認知症予備群にこれだけの講座をやっていけば対応ができるとは思いません。また、高齢者ばかりが認知症にかかるとは思いません。町の税収も目減りする一方で、負担を幾らかでも少なくしようとする気持ちはよくわかります。失礼ですけれども、小手先の事業ではなく、長瀨町には認知症になる高齢者がいなくなった、他市町村の目標になる施策をしてみたらどうでしょうか。お金をかけないでやる方法は幾らでもあると思います。それこそ官民一体となるべきではないでしょうか。

先ほど認知症対策の目的とありました。でも、認知症対策は、あくまでも手段であって、講座を開くことが本当の目的ではないと思います。あくまでも将来的に長瀨町に認知症が少なくなるということを目指して、官民一体となって、ともに考えてみてはいかがでしょうか。ご質問いたします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） ご質問にお答えいたします。

認知症対策、お金を余りかけないで、官民一体でという趣旨のご質問だと思いますけれども、脳トレ塾の事業自体は、講師の方を全体で4名お願いをしまして、その方が交代で出ていただいて、大体2時間の講義の中で、1時間ぐらいの交代で宿題の点数をつける人、採点ですか、それをやる人。それができなかった場合は交代した人がまたそれをつけるというふうな形で事業をやっておりまして、1回当たり1人5,000円程度の講師料をお支払いしている形で事業を進めております。そういうふうな形でやっているものですから、多少事業経費はかかっているわけでございますけれども、認知症を予防する事業としては、2週間に1遍という形で事業をやっていくわけなのですけれども、その13日の間にほとんどの日にちに宿題が出ているということで、その8回のうち、2週間ごとに1回ずつ塾があるわけなのですけれども、その中で、その期間中は全て脳のトレーニングができるというようなプログラムになっているということでございまして、それを受講することによって毎日脳が活性化されているということでやっている事業でございます。

したがって、この事業に対してはそういう形でやっているわけなのですけれども、官民といいますか、ボランティアでいろんなほかの事業もやっている団体もございまして、そういうふうなところの事業なり団体のやっているものにもそういう方が積極的に参加していただければ、よりよい成果が一層図られるのではないかと考えているところでございます。町の事業がその認知症予防のきっかけになれば幸いですというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 先ほどもおっしゃいましたけれども、講座を開くことが目的ではなく、認知症を幾らかでも少なくしようという目標を立てることによっていろんな施策が出ると思います。長瀬町の区長会も十分に活用して、そういう配布物をするとか、そういうことが今行われております。あと、学校生徒、児童を客体にして、自分のうちにそういう、宿題ではないですけれども、そういうようなものを持っていく。あとは、掲示板等に掲げて、そういうようなもの、脳トレのテーマみたいなものを張っておくとかという、いろんな方法があると思いますので、その辺あたりも考えながら、やっぱり長瀬町には認知症の人が少なくなったと言われるようなものにまで持っていければいいかなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

では、次へ行きます。2番議員とちょっとダブる可能性もあるのですが、長瀬町の観光について町長にお伺いしたいと思います。長瀬町が観光立町としてアピールするためには、それなりの効果を期待せざるを得ません。今後、長瀬町の観光が進むべき道は、雇用効果なのか、経済効果なのか。ただ、観光客数の追求なのかなど、どのような目標を掲げているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員のご質問についてお答えいたします。

どのような目標を掲げているかということですが、ご指摘の個々の効果を狙っているものではなく、イメージとして観光立町を強くアピールし、これらの事業を効率よく実行することにより、まず観光客が増加しますし、増加に伴い必ず経済効果が高まり、最終的に雇用の創出につながると考えております。

そのためには、観光客のニーズの把握、観光客の客層及び観光客の行動等を分析し、効果のよい観光誘客を計画することが重要で、ターゲットに合わせた誘客施策や周遊プランを作成し、長瀬へ訪れる新たな観光客と長瀬好きなりピーターをふやすことだと考えております。今後も積極的な観光施策を充実させ、観光客をふやし、長瀬観光の発展を目指すためにも、町の観光協会はもとより町内の事業者、ひいては町内の皆様のご理解とご協力があってこそ長瀬観光の発展があるものと信じております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 確かにニーズ分析をしてこれからやるということは、大変必要なことだと思います。長瀬町の現状と課題の整理をすることが一番大事なかなというふうに考えております。長瀬町は、歴史的遺産、ライン下りなどの観光資源により、首都圏という大マーケットを背景に発展、成長してきた観光地であります。しかしながら、近年の高速交通網の発達により、日帰り圏内化と旅行の大衆化の中で主流を占めてきた団体客から多様なニーズを持った個人小規模グループ客を中心とした旅行スタイルへ変わってきていると思います。観光客を受け入れてもてなす心が欠けてはいないだろうか。長期的な視野をもって一貫性のある施策を講ずることが必要だと思います。地域の将来像を真剣に考える時期に来ているのではないかなというふうに思っております。さっきの答弁の中でも、そういうふうなことが答弁としてありました。長瀬町の現状と課題の整理を一回やってみてはどうでしょうか。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（野原武夫君） では、3番のほうへ進んでください。

○3番（板谷定美君） 中央公民館の講座事業について、教育長にお伺いしたいと思います。

町民の方から電話をいただきました。内容は、毎年楽しみにしていた中央公民館で行っている講座が廃

止され、とても残念とのことでした。どのような理由で廃止したのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

中央公民館での各種教室、講座につきましては、これまでは人気のあるものや時代に沿った新しいものを取り入れるなど、内容を工夫して実施してまいりました。しかし、夜間に実施した場合は仕事等の関係で参加者が少なく、主に日中での開催が多いため、参加者が固定化されているのが現状であり、参加していない方にどう参加を働きかけるかが課題となっております。そこで、今年度は公民館と勤労青少年ホームで実施していた教室や講座を今までどおりではなく、見直すことにいたしました。

見直しに当たりましては、似たような内容のものや単発的なものを統合して、魅力ある質の高い教室や講座が実施できるようにと考えております。また、教室や講座の設定についての運営方針は、自主的運営を指導し、学習成果を地域に還元できるようにすることであることから、極力、自主的なサークル活動への移行を図りたいと考えております。サークル活動は、地域コミュニティや社会運動などの活力を底辺から支えたり、学習効果を高めたりする機能を持っており、趣味、娯楽からスポーツ、実用的知識や技術の習得など多様な領域にわたります。この活動を活性化させることによって、個々の欲求の充足や実現をもたらすとともに活動参加者の人間形成にも影響を与えることが期待できますので、サークル活動への支援につきましても強化する予定でございます。

このように現在は見直しの途中ですので、どのような内容のものにするかは公民館担当者に任せておりますが、年度当初のことでもあり、見直しを実施する旨の説明がうまく伝えられなかったことによるものかと思われませんが、単に廃止するのではなく、これまでの参加状況や学習成果、参加者からの要望、意見等も当然取り入れた形での教室や講座の実施と自主的運営への誘導ができればと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 5月29日に中央公民館に行きまして、健康体操教室の講座を申し込みに行ったが、断った理由を確認しに来ましたということで、一応説明を受けてきました。何か今年度予定していた講座は17講座で、そのうちの7講座のみが実施されるとのことでした。今、教育長から、廃止するものではないという話の中で、見直し途中だということもお聞きしました。でも、今年度は一応そういう形のもので予算も通っていることだし、その辺あたりを楽しみにしている方もいらっしゃるわけですから、前向きに検討していただきながら、結構、この講座を申し込みに来た人は毎年20名くらいでやっているのですよというような話も聞いております。その辺あたりも、統合するのは結構でございます。統合しながら、やっぱり前向きに考えていくのも結構でございます。しかしながら、今までこうやってやっていた人が急に断られるということ自体は、ちょっといかなものかなと思います。やっぱりその辺の手段がちょっと違うのではないのかなというふうに思います。やっぱり断るのなら断る。年度当初の中でやっぱり中央公民館の事業はこういうものになりましたとかという形のもので町民に知らせるべきではないのかなという気がいたします。その辺あたりをちょっと教えてください。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 板谷議員の再質問にお答えいたします。

お尋ねの講座は体操教室ではないかと思われませんが、前年度まで中央公民館での体操教室は、楽しく健

康体操教室と健康体操教室の2つを実施しております。さらには、健康福祉課でも、元気モリモリ体操の一環で、月2回、さくらクラブを実施しております。こうしたことから、今年度は2つの教室を統合して新しい形での体操教室の実施や、積極的な参加者が大勢いるようでしたら自主的なサークルとして活動していただくよう支援させていただきたいと検討しているところでございます。

お尋ねのときに、こちら公民館のほうの説明がやや不十分であったかなというふうに反省をしておりますので、今後、丁寧に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） よくわかりました。実際的には、私も思ったのですが、健康福祉課でやられている講座、それと教育委員会、中央公民館でやられている講座、いろいろダブるところもたくさんあると思います。しかし、それはそれなりにやっぱり利用価値があるのではないかと思います。十分に検討していただきたいと思います。

終わります。

---

○議長（野原武夫君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、質問いたします。

スーパー老人の称号の創設と表彰について、健康福祉課長に伺います。平成22年の日本人の平均寿命は、男性79.55歳、女性86.30歳です。また、健康寿命は、日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のことで、男性70.42歳、女性73.62歳となっております。平均寿命と健康寿命との差が拡大すれば、医療費や介護給付費の多くを消費する期間が増大することになります。疾病予防と健康増進、介護予防などによって平均寿命と健康寿命の差を短縮することができ、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できます。

現在、町では元気モリモリ体操など各種事業を実施しておりますが、健康で元気なお年寄りにスーパー老人の称号を創設して表彰すれば、励みにもなり、一層健康で元気なお年寄りがふえるのではないかと思います。考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 大島議員の質問にお答えいたします。

高齢化が進む現代において、高齢者が元気で生き生きと生活できるようにすることは、行政の大きな課題であります。このため町では、元気モリモリ体操や脳トレ塾を初めとして多くの健康事業を実施しております。そして、元気モリモリ体操では、年1回、元気モリモリ大会を実施し、体操に休みなく出席をした人に皆勤賞を、出席率の高い人に精勤賞を与えて表彰し、ささやかながら記念品を授与して、その努力をたたえております。

さて、スーパー老人ですが、この言葉の意味は不確定なところがありますが、一般的には高齢で活躍している人のことをあらわしていると思います。例を挙げれば、80歳でエベレストを登頂した三浦雄一郎氏や100歳を超えて現役医師をしている日野原重明氏などと思われま。一般の高齢者がこのように活躍す

るのは困難と思われませんが、その人なりに健康で有意義な老後を送れるように、町としても努力していく所存でございます。健康で元気なお年寄りにスーパー老人の称号を創設することにつきましては、その名称が適切かどうかを含め、検討させていただきたいと存じます。

なお、当町における健康寿命は、埼玉県の24年度版では、男性、女性とも県内5位となっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） スーパー老人の称号ということでしたけれども、言いかえると平均寿命と健康寿命の差が大きいということは、これから来る高齢者医療費の財政にすごく負担がかかります。そのためにも、そこのところ、どうにかしなくては、介護保険、国民健康保険、それから高齢者医療、全部が該当して、貧乏町村はますます大変になるし、それから元気でない方につきましては、いろいろと福祉のほうがおろそかになるというまでもいきませんですけども、福祉には金が必要だと思いますので、お金がなければいい生活も、いい援助もできないかとも思いますので、それを言いかえれば、健康の人たちを長くいさせてもらうためには、平均寿命を延ばす施策よりも健康寿命を延ばす施策が必要かと思います。そうですので、長瀨町には優秀な方、それから実績、名前を上げた方に名誉町民という制度があります。ですけども、人間は一生、生まれてから健康で元気でいられる方というので、健康で、ただ普通でいた方につきましては何もたたえるものがないというので、それだと、俺なんかでもできるのではないかと可能性というのを出せるためにも、スーパー老人という称号を与える。名誉町民があるのだったら、健康なのだから、俺かなんかだってスーパー老人ぐらいな称号を与えてもらって、それでささやかだけれども、バッジでもくれれば、腕章でもしてもらえばすごくいいやなというお年寄りもできるかと思います。それには、今の老人ではなくて、20代、これからなる人たちの日ごろの暴飲暴食、酒、たばこ、夜更かしの不節制が積み重なってできるわけですので、そういうことも念頭に置いて、それをちゃんと節制したり何かしてもらえれば、長瀨町からスーパー老人という称号がもらえるのだよ、うれしいよなというようなことを考えて生活していただければ健康寿命が延びると思います。先ほど本当にいろいろ、モリモリ体操とかいろいろなことをやっていますけれども、要するに名誉町民があるのなら、スーパー老人の称号ぐらいは与えたほうが良いと思いますので、検討するということなのですけども、どのぐらいの検討の度合いかどうか、伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 大島議員の質問にお答えさせていただきます。

どのぐらいな検討をするかというふうなご質問かと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、スーパー老人の定義というものが不明確なところもございますので、その辺のところも踏まえまして、その定義をまずどうするか、称号の名称等もどうするかというふうなところから検討を加えさせていただきたいと思うわけでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、健康福祉課長、今のこれをたたき台にするということで、少しでも前進していただけたらと思います。

次に、2番に進みます。○157の感染予防対策について、また健康福祉課長にお伺いします。ことしは○157による感染者が例年の倍以上の勢いで広がっているとのこと。入梅から初夏、真夏にかけて体

力が低下し、特に抵抗力の低い子供やお年寄りの感染が心配されます。町では、感染予防や感染してしまった場合の対処方法など、広報紙に掲載したり、各種事業を実施する際など、あらゆる機会を通して周知していく必要があると思いますが、考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

埼玉県の調査によれば、ことし1月から5月20日時点にかけてでございますが、県内では腸管性出血性大腸菌感染症が21人発生しております。4月には所沢市保育園で4人の園児らがO157に感染いたしました。昨年同時期は2人でありましたので、昨年に比べて患者数は確かに増加しております。幸い秩父郡市においては、いまだ発生したとの情報はありませんが、O157に限らず、食中毒は初夏から秋にかけて多発いたします。したがって、O157に限らず流行の状況に注意を払いながら、手洗いの励行、食中毒防止策や感染後の対処方法など、さまざまな機会を通して周知をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 秩父郡市のほうには出ていないということですが、秩父郡市のほうにつきましては人数も少ないということもあるかとも思います。何しろ人命と人体にすごく大切なことですので、なければなかったで、何も出なかったねといえば、安堵、よかったねということで結論が出ますので、ぜひ保健師さんなり健康福祉課なりでいろいろと文書なり広報なり、訪問なりで、いろいろ広報、啓発、PRをいろいろしていただきまして、こういうO157なんていう感染がないようなことを祈って、この質問はこれで結構です。返事は要りません。

○議長（野原武夫君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野原武夫君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例会に町長から提出された議案は、議案第19号から議案第24号までの6件でございます。

議案はお手元にご配付してあるとおりでございます。個々の議案内容の報告は省略させていただきます。

各議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町税条例及び長瀨町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に長瀨町税条例を改正する必要性が生じ、平成26年3月31日付で長瀨町税条例及び長瀨町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町税条例及び長瀨町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にありましており、平成26年度税制改正に伴う地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀨町税条例を改正する必要性が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀨町税条例及び長瀨町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日長瀨町条例第8号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀨町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の主な内容でございますが、法人住民税法人割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ及び特例等でございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料（議案第19号・第1条関係）につきまして、長瀨町税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正により条項の繰り上げ等で改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。第23条は、町民税の納税義務者等規定してございますが、第2項で外国法人を定義したこと、また法人税法におきまして外国法人の恒久的施設が定義されましたことに伴う所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、第3項は、法令を特定するものでございます。

次に、第34条の4は、法人税割の税率を規定してございます。地域間の税源の遍在性を是正し、財政力格差を縮小するため、国税として地方法人税が創設されましたことに伴い、法人税割の標準税率が引き下げられましたので、法人税割の税率を現行の100分の12.3から100分の9.7に引き下げるものでございます。

次に、第48条第2項、2ページの同条第5項及び第52条につきましては、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたものでございます。また、申告納付制度が規定されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

3ページ下段をごらんください。第82条は、軽自動車税の税率を規定してございますが、税制抜本改革の一環として地方税法に規定される標準税率が改正されたものでございます。

4ページをごらんください。原動機付自転車及び2輪車に係る軽自動車税は、平成27年度分から標準税率を1.5倍に引き上げた上で、2,000円未満の標準税率を2,000円に引き上げるものでございます。

また、平成27年度分から、軽4輪車等の標準税率を自家用乗用車につきましては1.5倍に、その他の区分の車両につきましては約1.25倍にそれぞれ引き上げるものでございますが、軽4輪車等につきましては、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受ける新車のものから新税率を適用し、従来の軽4輪車等の税率は据え置かれるものでございます。

5ページ上段をごらんください。専ら雪上を走行するものでございますが、地方税法での区分が消滅いたしましたことから、当町におきましては車両登録の実態がないことから、条例において区分を設けて示す必要がございませんので、削除するものでございます。

小型特殊自動車の税率につきましては、地方税法第444条の3の規定に基づき、農耕作業用のものを1.5倍に、その他のものを1.25倍にそれぞれ引き上げ、他の区分との均衡を図るものでございます。

附則条文でございますが、附則第4条の2は、公益法人等に係る町民税の課税の特例を規定してございます。租税特別措置法の改正に伴い、条項の整備を行うものでございます。

次に、5ページ下段の附則第6条から8ページの附則第6条の2、10ページ下段の附則第6条の3でございますが、この規定は、単に標準税率の計算の細目を定めるものでありますことから、条例の性格を踏まえ削除することとされたものでございます。

12ページをごらんください。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例が規定されてございます。昭和57年度から平成27年度までの特例の適用期限を3年間延長し、平成30年度までとするものでございます。

次に、附則第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定してございます。耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設に伴い、新たに9項を設けたものでございます。

13ページ下段をごらんください。附則第16条は、軽自動車税の税率の特例を規定してございますが、軽自動車税におきましてもグリーン化を進める観点から、地方税法に新設されました規定でございます。初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した3輪以上の軽自動車に対して、平成28年度課税分から約20%の重課を行うものでございます。

14ページ上段の表をごらんください。中欄の上から3輪の軽自動車、4輪の乗用の営業車、次が乗用の自家用車、4段目は貨物用の営業車、一番下が貨物用の自家用でございます。中欄の金額は、平成27年4月1日以降に新車で購入した場合の税額でございますが、14年経過いたしますと、ウ欄の20%増の税額になるものでございます。3輪の軽自動車は、今回の改正により3,900円になりますが、14年を経過いたしますと4,600円になるものでございます。同様に、4輪の同様のもので、営業用の軽自動車は6,900円から8,200円に、自家用の軽自動車は1万800円から1万2,900円になるものでございます。貨物用につきましても、営業用は3,800円から4,500円に、自家用のものは5,000円から6,000円に引き上げるものでございます。

次に、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を規定してございますが、改正に伴い、特例の適用期限を3年間延長し、平成29年度までとするものでございます。

15ページをごらんください。附則第19条から、次の16ページの附則第19条の2の改正につきましては、条文に定められている規定を明確にするため、改正を行うものでございます。

16ページ中段をごらんください。附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所

得計算の特例について規定してございますが、改正に伴い、贈与、相続等の扱いの規定についての整備を行うものでございます。

17ページ中段をごらんください。附則第21条でございますが、第1項において規定の明確化を行い、第2項で移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止を行うものでございます。

18ページ中段をごらんください。附則第22条、19ページ中段の附則第22条の2及び22ページ中段の附則第23条は、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について規定してございますが、改正により条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならない事項を除き条例では規定しないこととなりましたことから削除するものでございます。

25ページから26ページをごらんください。第2条関係の改正につきましては、平成25年長瀬町条例第20号についての改正でございます。地方税法附則の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案にお戻りいただきまして附則でございますが、第1条につきましては、この条例の施行期日を平成26年4月1日と定め、主なものといたしまして、法人税の税率改正につきましては平成26年10月1日、軽自動車税の税率改正は平成27年4月1日、軽自動車税の税率の特例の重課の規定につきましては平成28年4月1日から施行するものでございます。

第2条以降につきましては、今回の条例改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例及び長瀬町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



#### ◎議案第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例及び長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第20号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、緊急に長瀨町国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成26年3月31日付で長瀨町国民健康保険税条例及び長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、税務課長の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（長瀨町国民健康保険税条例及び長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）についてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀨町国民健康保険税条例を改正する必要が生じましたが、議会にお諮りするいとまがございましたので、長瀨町国民健康保険税条例及び長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分させていただき、同日長瀨町条例第9号として公布し、4月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀨町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険税軽減対象者の拡充でございます。

恐縮でございますが、お手元にご配付してございます参考資料（議案第20号・第1条関係）につきまして、長瀨町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明させていただきます。

初めに、新旧対照表の1ページをごらんください。第2条、課税額でございますが、第3項のただし書き中、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に引き上げるものでございます。

次に、同条第4項ただし書き中の介護納付金、課税額に係る課税限度額を現行の12万円から14万円に引き上げるものでございます。

次に、第18条第1項は、改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

2ページをごらんください。第23条は、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の算出方法を規定してございますが、第2条の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を14万円から16万円に、介護納付金課税額の課税限度額を12万円から14万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

次に、同条第2号は、国民健康保険税の軽減措置に係る5割軽減基準額の算定方法を規定してございます。現行は軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、世帯主は軽減判定の人数から除かれておりましたが、改正により世帯主も含めることとされ、軽減措置の対象者が拡大されましたことにより、低所得者の負担の軽減が図られるものでございます。

次に、同条第3号は、2割軽減基準額の算定方法を規定してございます。軽減の算定基礎となる控除額を現行の35万円から45万円に引き上げることにより、世帯の軽減判定所得の基準額が引き上げられ、5割軽減と同様に軽減措置の対象者が拡大されるものでございます。

3 ページをごらんください。第2条関係の改正につきましては、平成25年長瀬町条例第21号についての改正でございます。地方税法附則の改正に伴い、所要の規定の整備と施行期日を改めるものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条におきまして、この条例の施行期日を定められたもので、平成26年4月1日から施行するものでございます。

第2条でございますが、今回の条例改正に伴う経過措置を定めたものでございます。

以上で議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例及び長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



### ◎議案第21号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第21号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億5,924万3,000円としたものであります。

補正内容は、歳入では除雪事業費国庫支出金の増額、歳出は財政調整基金積立金を増額する必要が生じ、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第7号））につきましてご説明申し上げます。

町長の提案理由の説明がありましたとおり、本年2月14日、15日かけまして降りました記録的な大雪に伴い、町道などの除雪作業等を行うため、2月19日で専決処分し、3月議会でご承認をいただきました除雪作業等の業務につきまして、3月25日、国土交通省より補助金の交付が決定されましたことにより、緊急に予算を調製する必要が生じたので、3月31日付で地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

まず、補正予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億5,924万3,000円とさせていただきます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんいただきたいと思います。まず、歳入の補正の内容でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第3目土木費国庫補助金、第2節道路交通安全対策事業国庫補助金600万円、除雪費等に係る一部補助金でございます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。10、11ページをごらんいただきたいと思います。歳入でご説明いたしました土木費国庫補助金が交付されましたので、第8款土木費に国庫補助金600万円を財源充当し、充当しましたことによりまして歳入が歳出を上回ったため、第2款総務費、第4目財政調整基金、第25節積立金に積み立てたものでございます。

以上で議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） 傍聴席の方、私語は慎んでいただきたいと思います。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度長瀬町一般会計補正予算（第7号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり承認することに決定いたしました。



### ◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第8、議案第22号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成26年3月7日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたため、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第22号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。参考資料の議案第22号、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。今回の改正の内容でございますが、退職報償金の支給額を改正するもので、条例の別表におきまして非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額が定められておりますが、この退職報償金の支給額を改正政令に合わせて、一律5万円、ただし最低支給額5年以上10年未満の団員につきましては20万円に引き上げをさせていただくものでございます。

議案にお戻りいただきまして、附則でございます。第1項は条例の施行日を定めたもので、公布の日から施行するものでございます。

第2項は経過措置を定めたものでございまして、改正後の規定は、平成26年4月1日以降に退職した消防団員について適用するものでございます。

裏のページ、第3項でございますが、内払いの規定を定めたものでございまして、平成26年4月1日以降に退職し、既に支給された退職報償金は新条例に基づく退職報償金の内払いとみなすことを規定したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第22号 長瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時30分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第9、議案第23号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,990万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を33億3,159万9,000円にしようとするものでございます。

補正内容は、歳入では国庫補助金、県補助金、県委託金及び基金繰入金の増額、歳出は、企画費、社会福祉費、児童福祉費、保健衛生費、農業費、消防費及び教育総務費の増額のため、歳入歳出をそれぞれ増額する必要が生じたので、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 議案第23号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,990万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を33億3,159万9,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8、9ページをごらんください。まず、歳入の補正でございますが、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金、第1節社会福祉総務費国庫補助金1,157万4,000円でございますが、臨時福祉給付金等給付事業費国庫補助金で臨時福祉給付金等の給付対象者の増加によります国庫補助金の増額分でございます。

第2節児童福祉費国庫補助金197万円は、地域少子化対策強化事業に対する国庫補助金でございます。

第5目総務費国庫補助金、第1節企画総務費国庫補助金556万4,000円は、社会保障と税番号制度の導入に伴いますシステム整備の当初歳出予算で措置しています経費に対する補助金でございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金、第2節児童福祉費県補助金34万9,000円の

減でございますが、地域子育て支援拠点事業の一部を県の補助事業から国の補助事業に変更したため、変更分の減額でございます。

第3目農林水産業費県補助金、第2節農業総務費県補助金3,912万7,000円は、経営体育成条件整備事業補助金で、さきの雪害により被害を受けた農業用施設の解体撤去、施設再建費に係る事業費についての補助金でございます。

第3項県委託金、第3目衛生費県委託金、第1節環境衛生費県委託金12万7,000円でございますが、自然公園特別地域保護管理事務県委託金2万5,000円及び首都圏自然歩道管理県委託金10万2,000円につきましては、県委託金が内示により増額となったものでございます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、第1節財政調整基金繰入金1,189万3,000円でございますが、歳出額との不足額を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算の内容をご説明申し上げます。10、11ページをごらんください。第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費、第13節委託料49万7,000円につきましては、平成28年1月から開始される社会保障と税番号制度に対応するシステム改修のための委託料で、当初予算措置の増額分でございます。一般財源506万7,000円の減額につきましては、当初予算では歳入が未定でしたので、今回、国庫補助金の決定により一般財源を減額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1,157万4,000円でございますが、臨時福祉等給付金に対する経費でございまして、支給対象者が当初よりふえたため増額するもので、100%国庫補助金で賄うものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額128万4,000円は、地域少子化対策強化事業として危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、育児の一貫した切れ目のない支援を行うことを目的とした事業で、国庫補助100%で行う事業でございます。一般財源33万7,000円の減額は、県補助金の一部減額に伴います減でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費、第12節役務費24万5,000円でございますが、さきの大雪により清掃用品等の保管庫の屋根が壊れたため、解体撤去をするための経費でございます。

第2目環境衛生費、補正額12万7,000円は、首都圏自然歩道管理業務の委託業務及び県立自然公園特別地域保護管理事務委託業務を行うもので、消費税及び賃金単価の改正により県の委託金が増額となったため、事業費を増額するものでございます。100%県の委託金でございます。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費、第19節負担金、補助及び交付金5,111万2,000円でございますが、さきの大雪により農業用ビニールハウス等の被害を受け、引き続き営農を行う農業者を対象に、農産物生産力の早期回復を目的に被災施設の解体撤去費、再建費の補助を行うものでございます。県、国より補助金があり、解体撤去費につきましては、町の負担は4分の1、施設再生費につきましては、町が10分の2、所有者個人が10分の1の負担となっております。

12、13ページをごらんください。第9款消防費、第1項消防費、第4目防災対策費、第19節負担金、補助及び交付金413万9,000円でございますが、埼玉県・市町村被災者安心支援制度負担金13万9,000円は、突発的に発生する竜巻などで住宅が全半壊するなどの被害が発生しても、災害対策基本法の基準に満たない災害の場合、災害給付が受けられないため、法の対象とならない場合でも給付ができるよう整備するもので、総額1億560万円のうち、県が3分の2、残りの3分の1を各市町村で負担割合により負担するものでございます。

続きまして、2行目、大雪被害住宅助成金400万円でございますが、さきの大雪により住宅に被害を受け、修繕のための工事を行った場合、その経費の一部を補助するものでございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第15節工事請負費92万8,000円でございますが、長瀨中学校駐輪場の建設工事で、自転車で通学する生徒がふえ駐輪場に不足が生じたため、新たに駐輪場を設置するものでございます。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、3点ばかり、ちょっとわからないので、教えていただきたいと思います。

臨時福祉給付金、1点目。この問題は、申告制なのでしょうか。それとも、何か給付金いただくには複雑な手続が必要だという、テレビや新聞のニュースを私は読みました。もし申告制だとすれば、以前長瀨町でも児童手当が、申告制のところ、3人子供がいたのだけれども、真ん中の子を申告をしないで、もらえなかったという事件がありました。そこで、この臨時福祉給付金については手続上、そういう問題が起きないようにできているかどうかを担当課長にお聞きをいたします。

それから、もう一点だけ。中学校の駐輪場について、以前、私が議会で質問をして、前大澤町長時代に自転車通学をさせてほしいという質問をしたときに、自転車通学、認めるという答えをもらったので、こういう駐輪場ができているのだと思うのですけれども、今でも自転車通学は、許可制があつて自転車通学なのか。それとも、電車のない川向こうの井戸や岩田の子供たちが電車で通学しないで自転車で通学するためにこの駐輪場をつくるのか。

この2点、済みませんが、お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、関口議員の質問にお答えさせていただきます。

臨時福祉給付金でございますが、申告制かどうかというふうなご質問だったかと思いますが、これにつきましては、システムというのが臨時給付金のシステムがございまして、その中から抽出をする形で、対象者と思われる家庭全戸に郵送で申請書を配付させていただきまして、それで役場のほうで申請を受け付けまして、審査の後にその支給が該当になった方に対して順次支給をしているということでございまして、6月中には配付ができるめどとなっております。大体2カ月から3カ月をかけまして受け付けをしまして、期間をそのくらいとりまして順次処理をしていくという形で行っているということで、今、準備を進めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林実君） 自転車通学についてのご質問をいただきましたけれども、自宅から学校まで2キロ以上ある場合に自転車通学ができるわけでございまして、この場合には許可制で認めております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 先ほど関口議員が質問したこととダブるのですけれども、臨時福祉給付金等給付事業費国庫補助金というのですが、これは当初予算が全く組んでなくて、ここで初めて人数等、件数が決ま

ってくるので、この予算が出てきたということか。そうでなくて、不足というか。説明ですと、給付対象者が増加したのだという説明だったのです。では、当初の読みがかなり違っていたと考えるのか。もしそうだとすれば、1,157万4,000円ですから、相当の人数とか、そんな事項になるのではないかなという気がします。そこのところがどうなっているのか。多分例年のデータとかあると思うので、予算化した場合にこれだけの、これは100%国のだから、町の支出はないよということではなくて、読みが甘かったのかとか、そういうところで質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

26年度当初予算に計上しました臨時福祉等給付金の当初予算でございますが、その計上に誤りがあるということが判明いたしまして、このために今回の補正予算に不足分を計上させていただいたというものでございまして、ご迷惑をおかけして大変申しわけございませんでした。

今回の臨時福祉給付金の支給に向けて改めてシステムから抽出をかけましたところ、給付の対象となる見込みの該当者が、2つの給付金がございますけれども、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時給付金というのがあるわけがございますが、その合計で当初では該当者が1,600人ございましたけれども、補正では2,519人となりまして、919人が増加したということになりました。また、加算対象者となる見込みの該当者が、当初では800人ございましたけれども、今回の補正では1,035人となりまして、235人増加をいたしました。それに伴いまして今回、負担金、補助及び交付金のほうで増額補正を組ませていただいたということでございます。大変ご迷惑をおかけまして、申しわけございませんでした。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） では、今のお答えなのですけれども、かなりの人数に誤差があったと。これ、システムの不備でということ、そうでなくてちょっと、その統計をとったりとかすると、そこのところでの誤りか。その誤りをどうこうというのではないのですけれども、そういうことがほかにも出てくると非常に困ると。もしも、例えば、気がつかないでというか、そうすると先ほど関口議員が言われましたけれども、落ちがあったりとか、そういうことにつながるといいますので、そこはどうか、もう一度。はっきりお答えなかったようなのですが、いや、実は仕事の手順上、間違いがあったというふうなことか。システムのということであれば、そのシステムを管理する場合に、私なんかも特にパソコンで操作したりすると、ちょっとつもりでやってしまって間違ってしまうことがあるのですが、大事なことで、もう一度、そこのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、村田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、当初見込みの誤りについてでございますけれども、当初予算に計上した件数につきまして、その当初の抽出した件数は当初のもので、25年度のシステムの中から対象となる人を抽出したようでございます。今回、この違いがわかったのが、26年度の課税がおおむね確定をしたということもございまして、26年度のシステムから抽出したわけでございますけれども、これほどの人数が違ったということは、この最初の抽出の人数の出た数字を十分精査、確認されずに計上したということが原因かと思われまして、どちらがどういうふう間違ったかというのは、現実的にはちょっと定かではないですけれども、間違ったのは事実でございますので、今後はこういうことがないように十分注意を払いたいと思いますので、大変ご迷惑をおかけして申しわけございませんでした。ちょっと答えにならないかと思うのですけれども、

こういう状態でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） ちょっと私、ひがみ根性からなのですけれども、雪の助成金が、住宅の助成金400万あるわけですが、農家と住宅だとかというのは補償があるわけですね、雪害で。ところが、我々商売しているような会社関係には助成金ないのです。何かおかしいなと思っているのですけれども、これ、ひがみ根性なのですけれども、いずれにしても公平にやるのが行政ではないかなと思うのです。県でも、農家については幾らやります、町でもこう。何か工業者は、それではどうするのだと。雪でつぶれてしまっている人がいるわけです、何件か、この町でも。実は商工会に、議長はそうなのだけれども、行ったのだけれども、融資はすると。金は貸すけれども、利息補助ぐらいだと。あとの補助金というのはありませんよ。一切ありませんということで答えて、実は私どももやるとちょっとかかるのですけれども、そういう片手落ちの行政というのはいかがなものかなと思っているのです。ですので、これを見たら、また雪のことも出ている。その前のことも出ている。何力所か出てきたものですから、そういうふうな考え方について、町長、いかがでしょうか。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員のおっしゃることはもっともだと私も思っております。しかしながら、国なり県なりの方針と申しますか、農業に力を入れたいということで、今回このようなことになったようでございます。これからそのようなことも国、県に申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第23号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第24号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第10、議案第24号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 長瀨町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀨町固定資産評価審査委員会委員、手嶋廣明氏の任期は、平成26年6月19日で満了となります。つきましては、後任として朽原高雄氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第24号 長瀨町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



#### ◎長瀨町農業委員会委員の推薦について

○議長（野原武夫君） 日程第11、長瀨町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お手元にご配付してありますとおり、町長から議会推薦による農業委員会委員3人の推薦依頼がありましたので、本会議におきまして議決いたしたいので、ご審議をお願いいたします。

お諮りいたします。議会推薦による農業委員会委員は3人とし、そのうち2人は、長瀨町大字野上下郷1641番地の田端久子さん、長瀨町大字中野上111番地の福島美知子さん、以上の方を推薦いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦による農業委員会委員は3人とし、そのうち2人は、田端久子さん、福島美知子さん、以上の方を推薦することに決定いたしました。

残る1人の推薦ですが、齊藤實君を推薦いたしたいと思います。

ここで齊藤實君の退席を求めます。

〔7番 齊藤 實君退席〕

○議長（野原武夫君） 長瀨町農業委員会委員として、齊藤實君を推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、農業委員会委員として齊藤實君を推薦することに決定いたしました。

退席しておりました齊藤實君の出席を求めます。

〔7番 齊藤 實君出席〕



◎平成25年請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第12、平成25年請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書を議題といたします。

この平成25年請願第2号は、平成25年12月定例会において経済観光常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、経済観光常任委員長の報告を求めます。

○1番（岩田 務君） それでは、経済観光常任委員会に付託された平成25年請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を国に提出を求める請願について、審査結果を報告いたします。

本委員会は、平成26年2月20日と5月8日の2日間、委員全員の出席のもと第一委員会室で開催し、同請願を審査いたしました。

1回目の委員会での審査は、請願の紹介議員である新井利朗議員の出席を求め、説明を聞き、質疑を行いました。また、学校給食センターの意見など、事務局から説明を受けて協議しましたが、学校給食の瓶化については、さらに検討が必要であるとの理由により、引き続き継続審査をすることといたしました。

2回目の委員会では、環境問題としては、ごみが減るなどいい部分はありますが、瓶化をすることで、輸送、洗浄、冷蔵庫などの問題、割れてけがをする可能性などの意見が出されました。内容については、一部に問題があるものの、全体についての趣旨は賛成であり、既に県内幾つかの地方議会において容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を国に提出しているところでもあることから、本委員会では、委員4名中全員が願意は妥当であるとの意見の一致を見たので、採択と決定しました。

本議会におかれましても、本委員会の決定を尊重されますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（野原武夫君） ただいま経済観光常任委員長から報告がなされました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより平成25年請願第2号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、平成25年請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。



◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第13、請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出を求める請願を議題といたします。

この請願第1号は、平成26年3月定例会において総務教育常任委員会に付託され、閉会中の継続審査とされておりますので、総務教育常任委員長の報告を求めます。

○2番（村田徹也君） それでは、請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出を求める請願書を総務教育常任委員会に付託されました。紹介議員は岩田議員です。

3月に1度、5月に1度、総務教育常任委員会を開催しました。その席で出た意見ですが、支援の打ち切りにつながるのではないかなというふうなご意見もいただきました。しかし、国会ではさきにこれが衆議院を通過してしまったというふうなことで、意見としては、こういう介護等の打ち切りにつながらないよというご意見をいただいたわけですが、委員会としては不採択というふうなことで決定しました。

以上です。

○議長（野原武夫君） ただいま総務教育常任委員長から報告がなされました。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより請願第1号 介護保険要支援者への保険給付を継続するよう国に意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（野原武夫君） 起立少数。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。



◎総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第14、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件について委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることは可決されました。暫時休憩いたします。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時10分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎日程の追加

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

ただいま岩田務君から発議案第1号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることは可決されました。



#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 追加日程第15、発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を議題といたします。

議案を事務局に配付いたさせます。

〔事務局議案配付〕

○議長（野原武夫君） 発議案の内容等について、岩田務君の説明を求めます。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田でございます。それでは、案文を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

発議案第1号、平成26年6月4日。

長瀬町議会議長、野原武夫様。提出者、長瀬町議会議員、岩田務、賛成者、長瀬町議会議員、齊藤實、賛成者、長瀬町議会議員、野口健二。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書。

標記の議案を、地方自治法第112条及び長瀬町会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙。容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書。

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している町民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、長瀬町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記、1、容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

2、レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

3、2Rの環境教育を強化しリユースを普及するため、容器の一部に問題はありますが、飲料容器のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年6月4日。長瀬町議会議長、野原武夫。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣。

以上になります。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより発議案第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を

促進するための法律の制定を求める意見書を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。



### ◎閉会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。



### ◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例改正案、補正予算案など6件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。

これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

皆様には、健康にご留意なされ、また町政の進展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 以上をもちまして、平成26年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 9月 4日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 村 田 徹 也

署 名 議 員 板 谷 定 美

署 名 議 員 野 口 健 二